

平成25年9月10日（火曜日）

第3回松島町議会定例会会議録

（第3日目）

平成25年第3回松島町議会定例会会議録（第3号）

出席議員（17名）

1番	緑山市朗君	2番	佐藤皓一君
3番	高橋辰郎君	4番	伊賀光男君
5番	高橋利典君	6番	（欠番）
7番	渋谷秀夫君	8番	高橋幸彦君
9番	尾口慶悦君	10番	色川晴夫君
11番	赤間洵君	12番	太齋雅一君
13番	後藤良郎君	14番	片山正弘君
15番	菅野良雄君	16番	今野章君
17番	阿部幸夫君	18番	櫻井公一君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	大橋健男君
副町長	高平功悦君
総務課長兼 選挙管理委員会事務局長	熊谷清一君
財務課長	舘山滋君
企画調整課長兼 企画調整班長	亀井純君
町民福祉課長	阿部利夫君
健康長寿課長兼 高齢者支援班長	本間澄江君
産業観光課長	阿部礼子君
建設課長	中西傳君
会計管理者兼会計課長	安部新也君
水道事業所長	櫻井一夫君
危機管理監兼 環境防災班長	阿部祐一君

震災復興対策監	小松良一君
総務管理班長	太田雄君
教育長	小池満君
教育課長	櫻井光之君
代表監査委員	清野精維君

事務局職員出席者

事務局長 佐藤 進 主 幹 佐々木 弘子

議事日程 (第3号)

平成25年9月10日(火曜日) 午前10時 開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

- 〳 第 2 議案第 93号 平成24年度松島町一般会計歳入歳出決算認定について
- 〳 第 3 議案第 94号 平成24年度松島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 〳 第 4 議案第 95号 平成24年度松島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 〳 第 5 議案第 96号 平成24年度松島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 〳 第 6 議案第 97号 平成24年度松島町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 〳 第 7 議案第 98号 平成24年度松島町観瀾亭等特別会計歳入歳出決算認定について
- 〳 第 8 議案第 99号 平成24年度松島町松島区外区有財産特別会計歳入歳出決算認定について
- 〳 第10 議案第100号 平成24年度松島町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 〳 第11 議案第101号 平成24年度松島町水道事業会計決算認定について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 会

○議長（櫻井公一君） 皆さん、おはようございます。

平成25年第3回松島町議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

傍聴の申し出がありますので、お知らせします。松島町高城

ほか2名の皆様です。

本日の議事日程はお手元に配付しております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（櫻井公一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日は、13番後藤良郎議員、14番片山正弘議員を指名します。

日程第 2 議案第 93号 平成24年度松島町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 3 議案第 94号 平成24年度松島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
認定について

日程第 4 議案第 95号 平成24年度松島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決
算認定について

日程第 5 議案第 96号 平成24年度松島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定
について

日程第 6 議案第 97号 平成24年度松島町介護サービス事業特別会計歳入歳出
決算認定について

日程第 7 議案第 98号 平成24年度松島町観瀾亭等特別会計歳入歳出決算認定
について

日程第 8 議案第 99号 平成24年度松島町松島区外区有財産特別会計歳入歳出
決算認定について

日程第 9 議案第100号 平成24年度松島町下水道事業特別会計歳入歳出決算認
定について

日程第10 議案第101号 平成24年度松島町水道事業会計決算認定について

○議長（櫻井公一君） お諮りします。

日程第2、議案第93号から日程第10、議案第101号までは、平成24年度各種会計決算に関す

る議案であり、提案段階で一括議題とすることを決しております。

質疑についても一括で行いたいと思いますが、このことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。

質疑についても、一括議題とする旨を決定しました。

次に、監査委員による決算審査の報告があります。菅野良雄議員が決算審査報告のため、席を移動しますので、暫時休憩します。

午前10時01分 休 憩

午前10時02分 再 開

○議長（櫻井公一君） 会議を再開します。

日程第2、議案第93号から日程第10、議案第101号までは既に朗読説明が終わっております。総括質疑に入る前に監査委員による決算審査の報告を行います。

それでは、監査委員より報告をお願いいたします。清野監査委員。

○代表監査委員（清野精維君） では、平成24年度の松島町一般会計、それから特別会計歳入歳出決算審査の結果の報告をいたします。

どうぞ、意見書の1ページをお開きいただきたいと思います。

1ページ、審査の対象第1でございますが、平成24年度の松島町一般会計歳入歳出決算、それから2番が国民健康保険特別会計、3番後期高齢者医療特別会計、4番介護保険特別会計、5番介護サービス事業特別会計、6番観瀾亭等特別会計、7番松島区ほか固有財産特別会計、8番下水道事業特別会計の7つの特別会計と、それから9番にあります、財産に関する調書を対象として審査を行いました。

審査方法でございますが、2番にありますとおり、7月22日から8月8日まで、監査委員室ほかで実施したところでございます。手続といたしましては、審査に際しまして町長より提出された決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産にかかわる調書により決算の計数は正確であるか、2つ、予算の執行は適切に行われたか、3つ、財政運営は健全であったか、4つ、収支の証拠書類等は完備しているか、5つ、工事の事務手続が適切に行われたか等に主眼を置きまして、詳しく検証するために諸帳簿、諸帳票、出納関係書類、その他証拠書類等の提出を求め、関係者から説明を受けて、その実態の把握に努めたところでございます。

審査の結果について、3のとおりで申し上げますが、その前に一般会計につきましては、清野のほうから、そして特別会計につきましては、菅野委員のほうから、財産に関する調書については、清野のほうから、そして水道事業関係につきましては、菅野委員から、最後に健全化に関しては、清野のほうからご報告申し上げます。

1ページに戻りまして、審査の結果でございますが、予算の執行につきまして、予算については、厳しい財政状況のもと、事務費の節減に努めながら忠実に執行されておりまして、適正であるというふうに認められました。

施政方針の実効性についてでございますが、平成24年3月の定例会における町長の施政方針に盛り込まれた計画は、大部分の計画について年度内に実施すべき段階まで行われておりますが、震災復興事業においては、業者、資材、技術者等が不足したことから、多くの事業が繰り越しとなっております。復興を果たすためには、国及び県並びに関係機関と密接に協議を重ねまして、目標を達成することが望ましいというふうに思われました。

次ページ、2ページをお開きください。

一般会計の財政の概要でございますが、決算の規模にありますとおり、予算現額で189億7,272万1,000余円に対しまして、歳入総額は171億9,835万6,000余円、歳出総額で164億6,645万5,000余円で、予算現額に対する収入率は歳入総額で96.5%、ちなみに前年度は88.74%でございました。歳出総額での執行率は86.79%、前年度は85.43%でございました。となつてございます。決算額を前年度に比較しますと、歳入総額で74億3,167万6,000余円、70.69%に相当しますが、の増となっております。歳出総額では70億6,324万5,000余円、75.12%の増となっております。1億8,000万円が地方自治法233条の2項の規定で基金に繰り入れられるということですので、平成25年度への純繰越額は1億1,180万余円ということになりました。

以下、決算の収支状況を詳述してございますが、それぞれごらんいただきまして、総括としましてページにしますと、37ページ、38ページのほうに、結びとして述べておりますので、そちらのほうをお開きいただきたいと思ひます。37ページ。

結びとして、平成24年の一般会計の審査概要は、前述36ページまでどおりですが、なお総括して意見を付せば次のとおりとなります。

1つに、観光の復興についてですが、せんだい宮城フィルムコミッションの支援事業として、映画「じんじん」のロケを町内で実施し、映画を通じて町の復興と観光PRを行うことを初めとしまして、観光客の来訪を促進するための積極的な情報提供活動や、宣伝活動が行われ

たところでは。

その結果としまして、観光客等の年別入り込み数は、対前年度比で40万9,931人増の264万6,924人となっておりますが、宿泊者につきましては、復興工事関係者等の減少によりまして、29万5,073人減の62万5,443人となったところでございます。

なお、外国人の駅前案内所利用者数の前年度比は、2,793人増の4,546人となっております。震災以降の観光客の誘致は、短時間で成果を上げることは容易でないため、継続的な観光情報の提供と、地道な観光宣伝活動が今後も必要というふうに思われました。

それから、東日本大震災復興交付金についてですが、交付金については、平成24年度でも74億8,168万5,000円が国庫補助金として交付されているところですが、東日本大震災復興交付金基金積立金として、国土交通省事業分70億9,577万円、農林水産省事業分として3億8,591万5,000円、東日本大震災復興交付金基金利子積立金18億5,546円が積み立てられまして、平成26年度までの3年間で震災復興の30事業、25年3月末現在でございまして、に充てられることになっておりますが、ひとつ一つ膨大かつ緻密な事業で、機材、それから人材がともに払底している中、大変困難な取り組みも予想されるところでございますが、計画完遂へ最大限の努力が望まれたところでございます。

災害対策につきまして、平成24年度におきまして災害時対応の発電機を購入し、42カ所に配備したほか、投光機、消防資材などを購入して災害に備えたところでございます。また津波シミュレーション作成や、避難場所整備調査設計業務などで対応していることは、評価できるところでもあります。しかし、地域防災計画の策定については、おくれておりますので、早期策定を望むものでございます。

それから、石油貯蓄施設対策費補助金の減額でございます。平成24年4月27日付で1,041万9,000円の交付内示を受けたものでありますが、防火水槽の設置場所について、国から指摘がなされ、中止となり減額となったものでございます。補助金の申請に当たっては、補助要綱を把握し、事業の内容、場所、時期を見きわめて事務作業をすることが大事なことでございます。564万8,000円の減額は、所管の職員が共通認識を持ち、職責を果たすことで防げたものと考えてございます。

それから、住宅解体でございまして、地震による損壊家屋等の解体工事につきましては、平成23年度に601件が実施されたところですが、24年度においてもホテル等大型の建物を含め、解体工事107件が実施されたところではございます。解体工事の実施に当たっては、県所轄課に協議、照会して確認をとりながら実施すると、適正な実施に努められていたところでございました。

38ページのほうで、被災支援義援金についてでございますが、被災支援義援金は、平成23年度10億5,434万4,222円の受入額がございましたが、平成24年度についても2億5,184万7,534円の受け入れがあり、平成24年10月17日に松島町町民生活支援義援金配分委員会がありまして、町の義援金の2次配分が決定され、支払いされたところです。なお、県の所轄する宮城県分並びに日赤等義援金につきましては、24年度分からの繰越金が25年度に留保されてございます。1億4,000万円ほどですが。県の決定を得て返還額が確定されることでありますが、県との密接な連携を図り、早期に的確に精算されることが望まれました。

それから、最後になりますが、高齢者住宅整備資金貸付金でございます。財産に関する調書の債権に係る高齢者住宅整備資金貸付金につきましては、前年度からの増減がないので、報告を求めましたところ、調査に時間を要するとのことございました。速やかに調査の上、原因を明確にして適正に対応することが望まれました。

一般会計に関する審査結果は、以上のとおりでございます。特別会計につきましては、菅野委員のほうから申し上げます。

○代表監査委員（菅野良雄君） それでは、私のほうから特別会計についてご報告いたします。

40ページお開き願います。（1）国民健康保険特別会計です。歳入歳出の概要については、40ページに記載されておりますのでお目通し願います。

さらに、41ページから43ページまで、各表が記載されておりますので、お目通し願います。

44ページをお開きください。下段になりますが、結びであります。

平成24年度における歳入は、22億6,163万1,000余円となり、調定額に対し、90.37%の収入率となっておりますが、一般会計や財政調整基金からの繰入金があったことで、前年度に比較し、2億9,223万余円の増となっております。

一方、保険給付費状況は、前年度比4,656件の増、支給額で9,851万9,000余円の増となっております。結果、実質収支においては、2億4,853万6,000円の黒字となっておりますが、財政調整基金から1億9,911万2,000円の取り崩しをしているため、実質単年度収支においては、3,877万6,000余円の赤字となっております。

国保会計は、複雑多様な変動要因を持つことから、収入未済額の減少に努め、健全で安定した財政運営を図ることが望まれます。

次ページでございます。45ページ、（2）後期高齢者医療特別会計でございます。歳入歳出年度別比較表が示されておりますが、お目通し願います。

次に、46ページをお開き願います。下段に結びでございます。

後期高齢者医療の被保険者数は、平成25年3月現在で2,665人で、平成24年度末に比して、65人の増加となっております。保険料収入状況は、前年度比1,980万7,000余円増の1億2,288万8,000余円となっております。後期高齢者医療広域連合納付金は、2,352万余円増の1億6,117万余円となり、実質収支は272万4,000余円の黒字となっております。なお、実質単年度収支は24万2,000余円の赤字となっております。

次ページ、47ページでございます。(3) 介護保険特別会計です。

歳入歳出年度比較表、実質単年度収支状況については、各表に記載されておりますので、お目通し願います。

次ページ、48ページお開き願います。結びであります。

平成24年度の歳入は、前年度に比較して8,757万1,000余円増の14億4,072万2,000余円となっております。国県の支出金が減となっておりますが、保険料支払基金交付金繰入金が増になっていることが要因であります。歳出は、前年度と比較して1億794万5,000余円増の14億372万1,000余円となっておりますが、通所サービス、地域密着型サービス、施設入所サービスなどの保険給付費が大きく伸びたことが要因となっております。その結果、財政調整基金6,379万8,000円を取り崩したことで、実質単年度収支において6,824万7,000余円の赤字となっております。

高齢化の進展に伴い、介護給付費が増大する中、介護予防強化対策を図るとともに、サービスの質の確保や向上を図りながら、介護給付が適正に受けられる制度を安定的に持続することが望まれます。

次ページ、49ページであります。(4) 介護サービス事業特別会計です。歳入歳出年度各表、単年度収支状況については、各表に記載されておりますので、お目通し願います。

次ページです。50ページです。結び、サービス利用者が前年度比で16名増の100名（延べでは1,134人）となっていることから、歳入で65万余円増の495万6,000余円、歳出で74万8,000余円増の495万6,000余円となり、実質単年度収支で9万8,000余円の赤字であります。要支援状態からの軽減や悪化の防止を図る適切なサービス計画が効率的に提供できるようにすることが望まれます。

次ページ、51ページです。(5) 観瀾亭等特別会計、本決算の状況はこれはあとでお目通し願います。

54ページをお開きください。結びでございます。

平成24年度の歳入は、観瀾亭観覧料、売上収入、福浦橋通行料収入が増となり、前年度に比

較し、389万9,000余円増の7,442万7,000余円となっております。歳出においては、福浦橋の災害復旧工事により、前年度に比較し417万2,000余円増の6,970万6,000余円となっております。その結果、実質収支においては472万余円の黒字となっており、1,332万4,000余円の積立金もなされ、実質単年度収支は964万2,000余円の黒字となっております。しかし、震災前の入込数に回復するため、平成24年度の施政方針に示された観光のまちづくりをさらにイメージアップ推進することが望まれます。

次ページ、55ページです。(6) 松島区外区有財産特別会計です。歳入歳出については、55ページに記載のとおりでございます。お目通し願います。

56ページをお開きください。結びです。歳入の財産運用収入は、財産積立金利子収入と、区有地賃貸借料であります。歳出については、財産積立金の利子の積立と区有地の草刈業務委託料などあります。いずれの区も大きな動きはありませんでした。

次ページ、57ページであります。(7) 下水道事業特別会計でございます。歳入歳出、公共下水道整備状況、受益者負担金未納額、さらには下水道使用未収額、工事状況や委託料状況、また起債額調等については、57ページ、58ページ、59、60、61ページの各表に記載のとおりでありますので、お目通し願います。

62ページをお開きください。結びであります。

平成24年度の歳入は、前年度と比較して1億4,783万1,000余円増の12億2,910万5,000余円となっております。歳出は、下水道建設費や総務管理費など7,864万2,000余円増の10億9,199万2,000余円となっております。しかし、繰越明許費として繰り越された事業もあることから、できるだけ早く事業完了となることが望まれます。

実質単年度収支では、2,262万2,000余円の黒字となっておりますが、事業精査や工事執行の上で多額の不用額も出ております。当初予算や補正予算においては、十分かつ慎重に検討しながら、財政運営することが求められます。

以上で、特別会計の報告を終わりますが、引き続き清野監査委員から報告いたします。

○議長（櫻井公一君） 清野監査委員。

○代表監査委員（清野精維君） 63ページの財産に関する調書を説明申し上げる前に、ちょっと訂正をお願いいたします。

先ほど37ページのほうで、私のほうから東日本大震災復興交付金について、4行目の積立金なんです、18万5,546円が積み立てられというところを、18億5,546円というふうに述べてしまいましたが、18万5,546円というふうに訂正いたしますので、読みかえをお願いいたしま

す。記載の数字のとおりでございます。

では、63ページのほうに入らせていただきます。財産に関する調書でございますが、その審査結果を申し上げます。

土地及び建物関係ですが、下のほうにまとめてございますが、土地の決算年度中の増減は、災害公営住宅建設用地取得の6,835平米の増、高城コミュニティセンター建設用地購入による増が1,270平米、そして蛇ヶ崎集会所整備に伴う用地がえが214.62平米の用途変更、建物の増減が北松島公会堂解体による減が204.00、そして愛宕支館解体による減が91.00平米の減でございました。

続いて、黄色のページ、基金の運用状況について述べさせていただきます。

審査の対象は、黄色いページの1ページにございますが、1つ、平成24年土地開発基金、2つ目24年度育英事業基金、3つ目、24年度高額療養費貸付基金、この3つでございますが、審査の方法は、一般会計と同じような7月22日から8月8日までの間に監査委員室において行ったところでございます。審査に当たって町長より提出された基金運用状況調書によりまして、関係諸帳簿と計数の符合を行うとともに関係者から説明を求めて審査したところでございます。結果は、計数は正確でありまして、設置の目的に従った運用がされているというふうに認められました。計数的には、2、3ページのとおりですが、結びとして3ページの後半のほうに記載してございますので、3ページをお開きいただきます。

各基金は基金条例に基づき運用されています。土地開発基金については、夕陽が丘児童遊園用地分が一般会計より買い取りが行われて、年度末の土地平米、土地面積はゼロ平米となっております。左の543平米ですが。

それから、高額療養費貸付基金につきましては、23年度から24年度の2カ年度にわたり、貸し付け並びに償還の実績がない状況となっております。台帳上は11件、190万3,000円の貸し付けが残っておりますので、このことについて訪問調査等により実態を明確に把握し、返還の特例を含めた方針、方策を確定して早急に対応していただきたいというふうに申し上げます。

以上で、基金運用状況に関する審査結果の報告といたします。

○議長（櫻井公一君） 菅野委員。

○監査委員（菅野良雄君） それでは、私のほうから水道事業会計報告をいたします。

1ページをお開き願います。審査の概要です。

1、2、3、4は記載のとおりでございます。

審査の結果といたしまして、事業の経営と予算の執行については、適正かつ効率的に行われ、決算報告書及び財務諸表並びに決算附属書類も法規に定められた様式により会計諸規則にはかり作成され、適正に処理されているものと認められました。

その細部事項の梗概及び意見は、以下のとおりでございます。

事業の概要、(1) 給水配水の状況。平成24年度末における給水の状況を見るに給水人口で141人の減、給水戸数で9戸の減となっております。

また、総配水量は217万4,517立方メートル、年間有収水量181万3,687立方メートルで、前年度に比し総配水量で9万6,966立方メートルの減、有収水量21万1,607立方メートルの増となっております。有収率は83.41%で前年比12.88ポイントの増となっております。

2ページでございます。第1表業務状況の推移は記載のとおりでございますので、お目通し願います。

(2) 経営成績です。

(イ) 収益的収入及び支出です。

収入についてみると、予算総額6億790万2,000円に対し、決算額は5億9,432万1,000余円で、予算額に比し1,358万余円の減となっております。

支出については、予算総額6億787万8,000円に対し、決算額は5億8,467万4,000余円で執行率は96.18%となっております。支出総額を前年度と比較してみると、水道事業費用では3,188万1,000円の増となっております。これは平成23年度が東日本大震災による料金減免を行っており、平成24年度と比較すると増となること、また水道事業用地売却に伴い評価額の減少により、特別損失が計上されているところも要因となっております。

決算の結果は、損益計算書に示すとおり897万5,193円の純利益となっております。

次ページをお開き願います。(2) ①表は、記載のとおりでございます。

次4ページでございます。第2②、第3表未収金額は記載の表のとおりでございますので、お目通し願います。

次ページをお開き願います。過年度未収金額及び6ページの未収金は記載のとおりでございますので、お目通し願います。

7ページをお開きください。(ロ) 資本的収入及び支出であります。収入額が2,428万9,622円に対し、資本的支出額に不足する額1,993万6,570円は過年度分損益勘定留保資金、減債積立金取り崩し額及び過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填されております。

第4表①、②については、記載のとおりでございますのでお目通し願います。

8 ページです。建設の改良です。23年度の繰越事業であり、割波配水管敷設替え工事や、平成24年度事業内町線配水管敷設替え工事等、9 件の工事が完了しております。また、二子屋浄水場の基本設計業務が施設位置選定などのおくれにより、翌年度へ繰り越しとなっております。

消費税及び地方消費税であります。本年度の課税売上に係る仮受消費税は2,820万6,398円、仮払消費税は1,869万4,193円であります。本年度分消費税及び地方消費税納付額は794万5,900円となっております。なお、法改正によりまして、仕入れ税額控除制度におけるルールの見直しが行われております。

利益の剰余金です。本年度は前年度に比し、892万4,096円減の3億1,238万5,827円となっております。

負債であります。負債にあっては、固定負債は、839万4,673円の減、流動負債は1,618万1,236円の増となっております。

資本であります。資本金にあっては借入資本金（企業債）が減少し、自己資金は減災積立取り崩し額相当額増加しております。減債基金を取り崩して企業債の償還に充てた額が、自己資本金に含まれるということになっているためでございます。

次ページをお開き願います。第5表比較貸借借表は、記載のとおりであります。お目通し願います。

下段に行って、経営の分析です。平成24年度の財政状況を損益計算書並びに事業収入、事業費用に関する調書などにより分析してみますと、事業収益については、前年度が被災による水道料金の減免の実施ということもあって、例年の比較はできないですが、増収となっております。また、加入金が震災後の住宅等の新改築の増傾向による影響もあり、前年度より増となっております。流動資産の現金預金や減債積立金などの増となり、財政状況は妥当と見られます。今後もさらに経営の合理化と効率化、未収金の対応など、一層の努力が望まれるところでございます。

10ページでございます。供給単価と給水原価、記載のとおりありますので、お目通し願います。

次ページをお開き願います。審査の所見であります。所見は次のとおりでございます。

1. 財政の状況について

水道事業会計に有する全ての資産、負債及び資本を総括的に表示する貸借対照表が表示されております。主なところで前年度と比較してみますと、「負債の部」3. 固定負債（1）引当

金が893万4,673円の減となっているものの、「資産の部」 2. 流動資産（1）現金預金は、1億4,038万5,554円の増であります。「資本の部」 5. 資本金（2）借入資本金イ. 企業債が1,789万9,289円の減と、6. 剰余金（2）利益剰余金イ. 減債積立金が4,920万4,034円の増となっており、24年度の企業運営は妥当なものと判断されます。しかし、地方公営企業会計制度の資本制度見直しが図られ、平成26年度の予算及び決算から適用されることとなっており、平成24年度にスタートとした水道施設整備を計画どおりに推進するためにも、今後の事業経営収支計画を見直すなど、財政健全化に向けた企業運営に努めることが望まれます。

2. 災害復旧費と修繕引当金の推移についてであります。

平成24年度の水道施設の災害復旧費については、元釜家地内災害復旧工事に伴う水道移設修繕工事2件、124万6,541円を初めとし、小梨屋119万7,130円、割波374万3,762円、二子屋浄水場の2系池表洗弁応急修繕94万5,000円、左坂配水池緊急漏水修繕294万円の計1,006万6,033円で実施した修繕引当金より、消費税47万9,333円抜きの958万6,700円が取り崩され、充当されております。修繕引当金残高については、平成23年度末では5,264万1,395円でありましたが、上述のとおり24年度中に958万6,700円が支出されたので、平成24年度末では4,424万6,722円となっております。左坂配水池の漏水の今後の状況いかんによりますが、決して十分な額とは言えないものと認められます。

3. 災害復旧計画について

平成23年3月11日の東日本大震災により精密に再調査し、見直し策定された「浄水場・配水池等水道基幹施設整備計画」と「水道事業経営収支計画」であります。それは年度ごとの緻密な工程表となっており、厳正な進行管理が望まれていた。

しかし、その初年度である平成24年度の実施状況を見ますと、（1）二子屋浄水場の建設計画については、買収取得の交渉が予定どおりに進行していないという実情があるが、整備計画の基本中の基本であることから、大いに精励しておくれを取り戻し、工程表どおりの執行管理となるよう最大の努力をすることが望まれます。

（2）左坂配水池の貯水場については、23年度の震災復旧修理完了後、しばらくのときを経て貯水場の基底部より微量の水漏れがあることが再発見されておりますが、基底部ゆえに修理方法が得られないまま、その漏水は続いております。このことから、貯水場の移転新設が必要になってくるが、これは現在基本的な損傷も支障もない初原浄水場（高架水槽）新設計画を優先する取り扱いとなることも含め、見直し検討することが望ましいと思われました。

4. 放射性物質の測定結果についてでございます。

町独自の鳴瀬川よりの取水場、松島町竹谷字鴻ノ谷地6の1の二子屋浄水場における水道水、浄水と乾燥汚泥の2種試料を宮城県公衆衛生協会並びに宮城県環境生活部に送り、毎月ゲルマニウム半導体検出器を用いたガンマ線スペクトロメトリーによる各種分析法による検査を受けております。その結果については、上水の場合、放射性ヨウ素（I-131）放射性セシウム（Cs-134）、放射性セシウム（Cs-137）のいずれもが検出せずと報告されております。乾燥汚泥についても、濃度区分が100越8,000以下で、いずれも不検出であります。ちなみに時系列的に濃度測定結果を追ってみると、2011年7月1,199ベクレル/kg、2012年1月1,398ベクレル/kg、2012年7月356ベクレル/kg、2013年1月426ベクレル/kg、2013年3月292ベクレル/kgとなっており、前年経過をたどっているものと読み取れました。ただし、月による変動増減があることもあり、今後とも注目と公表が必要であるとみなされております。

5. 未収金対策について

平成23年度後半から停水処置を講じております。平成24年度においても、3回の処置を講じて分納などで収納率の向上を図っておりますが、しかし、分納するより未納額がふえている人もいることから、未収金対策についてはさらに工夫することが望まれます。

6. 消費税について

平成23年度において消費税法が一部改正され、平成24年度の決算に基づく納税計算から対応することになっております。改正前は課税売上高が5億円以上であっても、課税仕入額全額が控除対象となる95%ルールが適用されてきました。そのルールが廃止されたことによりまして、予算より納税額が増となっております。なお、会計制度の見直しもあることから、消費税の実務では非課税取引や不課税取引、免税取引などがあり、事務処理に当たっては勘定科目を慎重かつ適正に仕分けて記載し、消費税額を正しく計算することが望まれるところでございます。

次ページ以降は、決算資本に記載されておりますので、よろしく願いいたします。

以上で、私の報告を終わりますが、清野監査委員の報告が継続されます。

○議長（櫻井公一君） 清野監査委員。

○代表監査委員（清野精維君） では、財政健全化判断比率及び資金不足比率に関する審査意見の結果を申し上げます。どうぞ、ページ数入ってございませんので、3枚目をお開きいただきたいと思っております。

平成24年度普通会計財政健全化審査意見書ということで、審査の概要につきましては、町長から提出された健全化判断比率及び算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成され

ているかどうかを主眼として実施いたしました。

方法としまして、7月30日に第2委員会室において行ってございます。関係者からの説明を求めて、実施いたしました。

審査の結果でございますが、総合的には、審査に付された下記健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているというふうに認められました。

個別の意見を申し上げますと、実質赤字比率についてでございますが、平成24年度の実質赤字比率は、早期健全化基準の15%を下回って、黒字となっております。

②としまして、連結実質赤字比率でございますが、24年の連結実質赤字比率、早期健全化基準の20%を下回っております。

③ですが、実質公債比率、24年度の公債比率は9.8%となっております、前年度比で1.3ポイント減、早期健全化基準の25%を下回っているというふうに認められました。

それから、将来負担比率、④でございます。平成24年の将来負担比率は、30.4%となっております、前年度比で20.5ポイントの減、早期健全化基準の350%を下回っているというふうに認められました。

次のページをお開きいただきます。

それで、是正改善を要する事項ということで、おおむね健全のうちに推移しているというふうに認められたところでございます。

次のページに観瀾亭等特別会計経営健全化審査意見を述べてございます。

概要、審査の方法、1と同様でございます。

総合意見としまして、審査に付された下記資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されており、資金不足は生じていないものというふうに認められました。いずれも、22、23、24、一で記載されてございます。健全化基準は20.0%でございました。

次のページをお開きいただきます。24年度の下水道特別会計経営健全化審査意見書でございます。

審査の概要、方法については前の2項と同様でございます。

審査の結果でございますが、審査に付された下記資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されており、資金不足は生じていないものと認められました。経営健全化基準は20.0%でございました。

最後になります、水道事業の会計経営健全化審査意見でございます。

概要、方法、従前でございます。

それから、審査の結果でございますが、総合意見としまして、審査に付されました下記資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されており、資金不足は生じていないものというふうに認められました。水道事業についても22年度一、23年度一、24年度一で経営健全化基準は20.0%でございました。

以上、財政健全化判断比率及び資金不足比率に関する意見を申し上げます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 大変ご苦労さまでした。

監査委員の検査、審査報告が終わりました。次に、各種決算について総括質疑を行うわけですが、ここで菅野良雄議員が席を移動いたします。

なお、議事の進行上、ここで休憩をとります。再開を11時10分といたします。

午前10時57分 休 憩

午前11時10分 再 開

○議長（櫻井公一君） 会議を再開いたします。

監査委員からの決算審査報告が終わりましたが、監査委員の決算報告に対して質問したいという方おられますか。9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 決算審査で、審査過程であるかと思っていたのですが、1つだけ、意見書の38ページに高齢者住宅整備資金貸付金の項目あるわけでありますが、そこに財産に関する調書の債権に係る高齢者住宅整備資金貸付金について、前年度から増減がないので報告を求めたところ、調査に時間を要するとのことであると。速やかに調査をして原因を明確にして適正に対応すると、こうあるわけでありますが、これは担当課がその後提出しなかったのか、この決算審査中に。こういうふうなものが提出されなかったのかどうかだけお聞きすればいいんです。本来、監査委員さんに私ら質問するのおかしいと思うわけでありますが、町長から監査委員さんに決算審査をお願いして、町長に出すと。町長はその監査委員の意見をつけて、議会に出すと、こういうのが原則でありますからおかしいと思っておりますが、ちょっとだけこれ引っかけたものですから、お聞きをしたいわけであります。よろしく願いします。

○議長（櫻井公一君） それでは、清野監査委員、資料の提出があったのかどうかの確認をした

いと思います。清野監査委員。

○代表監査委員（清野精維君） 7月22日から8月8日までの日程の監査でございましたが、事実動きがない、増減の移動がないということだったもので、1、2件これについてはということでした。ただ、結局その期間中には特定できませんで、留保されたということで、今後待っているところでございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 詳細については、決算審査の中であとよろしく申し上げます。

それでは、これで監査委員の決算審査報告を終わります。

続いて、総括質疑に入ります。質疑をなさる方は、質問席に登壇の上、質問願います。総括質疑を受けます。9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 9番尾口であります。総括質疑をさせていただきます。

きょうは、あんまり数字は申し上げませんので、決算審査をしていただいて、決算書を議会に出されたところというふうなことでありますから、使った過程でどういうふうな結果だったのか、そしてどういうふうな考えをお持ちなのか、お聞きをしたいと思うわけでありまして。

まず、決算の質疑に当たって、予算に関係あるわけでありまして話したいのありますが、予算中の町が当該年度に実施したい事業、事務事業、どれほどの経費をかけてどういうふうにしていくのかと。必要な財源をどのように調達するのかとそういうふうな計画を、それを金額にしてあらわしたものの、これが予算であるわけで、そして町の1年間の収入と支出、全体的見積もりを町民に対してどれほど効果を義務づけるか、税金とか、そういうふうなものを義務づけるかをはっきりさせて、そしてその見返りとしてどんな行政サービスをして、福祉向上に努めていくかと、こういうふうなことを約束するのが予算であり、議会は予算提案権がないわけでありまして、客観的な観点から審査をして、公平・公正であるかどうかと、歳入、歳出の見積もりは過大でないか、過小でないかと、こういうふうなあらゆる観点から審査、審議確定させて、そういうふうな確定させる責務が議会にはあると。そして、議会が議決をしたその効力をどういうふうな財政運営に出していくんだと、いうふうなことがこの予算審査の1つの大きな目標になるわけでありまして、まずだからそういうふうなものはっきり出して、出すことによって、私ども住民の負託に応じて二元代表制だから私ども情報の共有をして、そしてそういうふうな観点から審査をする、そして決算に臨むとこういうふうなことであります。

そこで、まず第1問であります。予算を作成するときには、国の外郭団体が作成している予算の見方、作り方というものはあるわけでありまして、町長見てくださいよ。見たことな

いんじゃないですか。これに、のっとして予算がつくられるわけでありまして。ところが、これにのっとななくて、余りにも集約されたので予算の説明書きも出てくるわけでありまして、私ら予算をさっき言ったような、予算というのはこうやって出すんだよ、そして決算のときにはこういうふうなものをしていくんだよとこういうふうなことを言っているわけでありまして、予算の対比ができないわけでありまして。予算書に記載された説明書きと決算書の説明、決算書はもう細かく書かれていますので、見てわかるわけでありまして、それとの対比ができないわけでありまして。

だから、認定に付されても、十分その任を果たすことができないというふうになるのではないかと、そういうふうには思っていないのかどうか。

それから、予算のときにこの予算ナビ出してもらっているわけでありまして。これも、予算書と合わせて見たって、予算書と合わないわけです。だから、決算のときには予算書のナビと予算書と見て、そして予算に盛られたやつが適正なのかとか、そして公平にやられたのかどうかというようなことを判断するにしても、しょうがないわけでありまして、それをどういうふうにお考えになっているのか、まずお聞きをしたいわけでありまして。

そして、直すのであれば、直すときえ言ってもらえば次に進みます。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 予算、決算での対比がなかなか難しい資料のつくり方になっているというご指摘でございます。

私どもとしては、できるだけご理解いただけるように一瞬一べつして、すぐわかるようなものにしたいというふうには思っております。

ただ、膨大な予算でございまして、項目等もいっぱいございますので、できるだけそれを整序しながらわかりやすいものにしていきたいというふうには思っておりますが、まだまだ足りないところがあるというふうなご指摘でございますので、なお向上を目指して努力してまいります。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） 予算も決算も同じなんですけど、予算書も同じように書いているんですよ。決算書のときは、膨大だと言ったって、決算書のときは皆書くわけですから。だから、予算書もそれに見合う項目ぐらひは上げて、そしてやるべきなのだとこういうふうには思うわけです。

だから、逆にナビが、私もこのナビを要求したんですが、もう少しわかりやすく、こいつは、

東京都の何が、住民代表が説明用に求めてつくったというのが一番最初の始まりなようなのですが、そういうふうなもので求めたのですが、こいつは実際に活用できるのかなというふうに思っているわけです。

だから、これは議会用として、ナビをつくっているのだとすれば、こんな労力をかけるよりも予算書の中でそういうふうなものを整備するのであれば、私らの求めるようなものになるのではないかと思うわけで、ひとつ町長も予算の見方、つくり方を十分見ていただいて、そして作成に努力をしていただきたいと。昔はこの予算の見方、つくり方というのも大蔵財務協議会というので出していたのですが、今は市町村も国も同じような考え方で上から押しつけるのはだめなのだというものですから、個人の名前で出しているんですね。自治省に昔おられた方が、個人の名前でつくられているんです。であります、昔の何と同じなんです、実際は。そんなものですから、こいつを見ながらひとつよろしくお願いをしたいと。来年に期待をしていると、こういうふうなことでありますので、よろしくお願いします。

それから、2つ目であります、1会計年度における一切の収入支出、これは全て歳入歳出決算に編入しなければならない、こういうふうな総計予算主義の原則があるわけですが、住民の代表である議会で、予算を通じて使わなければならない、こういうふうなことになっているわけがあります。集約され過ぎていてわからないというふうなことでありますので、余りにも簡略化しているものですから、議会でわからないほうがかえっていいんでないかと。議会にわからせないほうがいいんでないかと、こういうことが執行部の中に蔓延しているんでないかなという感じしているわけです。

そこで、今決算を見て感じることは、歳入について言えば、予算に対する増減で100万円以上差があるものが町税とか財産収入、諸収入、減となっているものでは、株式譲渡所得の交付金など予算の63.56%しかないのもあるわけです。問題になった石油貯蔵施設対策費補助金、こいつ執行に問題があったということで、監査報告にも出ているわけですが、減額してもさらに予算に足りないのですよ。これは、どんなのかなと。いいですか。予算補助金もらわなくなったということで、減額したわけですよ。これも6月とか9月でなく、ことしになってから減額しているわけですよ。それなのに、予算と実際の歳入が予算よりもまだ少ないんです。減額しても。

これは、そのときに計算を間違っているのではないのかなというふうに思うであります。歳入に対する不足額が生じていてもきわめて曖昧に行政運営がなされているのではないかと。3月に補正をしまして、そして3月の末に専決処分して補正をしているわけがありますね。

そういうふうなことになっても、そのままになっているというのがあると。

それから、歳出について言えば、監査委員さんは適正に執行されているんだというような立派な監査報告を出してもらっているわけでありますが、松島中学校の体育館大規模改修事業、1回議決をして、執行中に色んなことが出てきたと。議決をしたわけですから忠実に守らなければならない。そういうふうな状況にあったわけですね。それが、議会の指定した、町長の専決処分の活用をして、議会の承認を得ない方法をとって、そして翌年度にさらにそのやつを当初予算に計上したと。議会で指摘をしまして、それは開票したわけでありますが、正規の事業として当初予算のとおりに行えば、あのとき補正したときに出てきたように仮設費用、仮設工事費、当初の予算のとおりにして、予算を補正なりなんなりを組めば、この仮設費用、百何万円というのも出さないで済んだわけですよ。そうすると、事務事業の適正な執行なのかなと、こういうふうに思うわけです。

無駄なんです。百何万円も無駄に投げてしまっているわけ。当初の予算のとおりによれば、いいやつを監査委員さんの指摘はあるわけでありますが、これはそこまで踏み込んだ指摘をしていないので、そういうふうなものを含めていくと、予算というのはかなり詳しく出してもらって、そして議会も一緒になって責任を持つと、こういうふうな体制が必要なのではないかと、こう思いまして質問しているわけでありまして、それにご回答をいただきたい。

○議長（櫻井公一君） 答弁、高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 当初予算そのものは尾口議員さんが授受しているように、歳入に対しては適正な見積もりをやってするというので当初予算計上しているということでありまして、途中で本当はいろんな変動、事情があった場合は補正をするというのが原則だと思えます。その補正の処理が適正に行われなかったということは事実でございますので、今後はそういうことがないように事情の偏狭、いろんな変動があった場合には、補正ですぐ対応するというので、予算の収入に対して実収入がおかしいと、6割とかそういうのはおかしいということなので、すぐ補正で対応したいと思います。

あと、松島中学校の体育館の工事そのものということは、去年の12月からいろいろ議員さん、議会のほうにもご迷惑をかけたということで、事務処理が適切に議員さんの情報に対して行われたかということは、いささか疑問があるということなので、今後そのようなことがないよう気をつけたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） 明快な答弁で、再質問はしないようにしたいと思います。そういうふ

うなことなんです。予算の、だから予算の中身も議会に余計示しておけば、こういうこともないんだと。まず、全部絡めてくるわけでありましたが、そういうふうなことを申し上げたいわけでありまして。

それから、3つ目でありまして、主要事業の成果説明書があるわけでありまして、こいつは法律の規定に基づきまして、決算書のほかに歳入歳出事項別明細書実質収支に関する財産に関する調書、決算年度における主要事業の政策説明そのほか、いろいろなものを出しなさいとこうなっているわけでありまして。だから、出さなければならぬわけでありまして、主要事業成果説明書について、予算が議決した趣旨と目的にしたがって適正に、そして効果的に執行されたかどうかというのが、主要事業の成果で見るとものなのだとこう言っているわけでありまして、成果の中には、何々事業を行った、いいですか、何々を図った、だけでその執行された事務事業に係る行政効果の記載がないものがあるわけですよ。

これは、何回か言っているわけでありまして、時間もなくてやるんだと思うのでありまして、そういうふうな自治法で求めている成果を住民に示すことなんだと、納得が得られるような成果説明書にすべきではないかと、こういうふう思うわけでありまして、どんなふうなお考えなのか、全部今言っているのは決算書にかかわるものでありますから、質問しているわけでありまして。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 主要事業成果説明書ということで、地方自治法の中でも決算の場合は議会に成果、効果をあらわした資料を出しなさいということで、たしか4年前に尾口議員さんからいろいろ指摘があってこのような様式に変わったということで、改めて目標、実績、成果というこういう形の欄をつくらせていただいて提出しているということですが、確かにここの中の成果のところ、実績はそれなりに私たちのほうでつくって吟味していると思いますけれども、成果のところは行政効果、どのように上がったかというのは、全体よく改めて見ますと、足りないところがあるということなので、ここは企画調整課が中心になって、成果、行政事務事業の成果について今後改めて充実させていきたいと思っております。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） では、次にまいります。4つ目でありまして。

各種の報酬であります、各種の委員会を設けて委員をお願いしているわけでありまして、大学教授とか学識経験者として大学の先生だの何だの松島町でも委員をお願いしているわけでありまして、我々が委員になったときと同じように、委員長で6,800円、委員で6,700円と

こういうふうな松島町の特別職で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例で定められているわけでありましたが、それだけしか支給してないと。

これでは、余りお粗末なのではないかなというふうに思うわけでありまして、せめて、入札監視委員会委員の報酬ぐらいにはすべきなのではないかと。大学の先生方はそれぞれ学識経験者としてお願いしているわけでありまして、先生方はいろんなところにそういうふうな役職をもって出向いている方々だけなんだと思うんですよ。そうしますと、そういうふうなほかの国なり、県なり、市町なりに行かれていますときに松島だけこういふなということでは、大変なのではないかなとこんなふうに思います。

それから、大学教授以外に非常勤の者の特秘書の中で監査委員なんかは特に立派な監査報告をしていただいているわけでありまして、何か見ていると窮屈な日程で、ぎりぎり事務局から押し上げられるような格好で、去年も何日だからことしも何日というふうなことで、割り振られたような日程でされているのかなというふうな、ほかから見ていてそんな感じもするわけでありまして、そういう方は行政監査もできるわけです。監査委員は。

だから、私が今言っているようなことの内容に、行政効果を上げてもらうように監査委員さんは行政効果もしてけると、そのかわりそれに見合う報酬も差上げたいと、こういうふうなことにならないかならないのではないかなと。隣の町もこうだから、何時だからとよく言うのでありますが、隣の町なんか考えることない。松島町のことを考えればいいわけで、それからそれ以外も役職いっぱい並べているわけでありまして、特に汗を流す役職もあると思うんですよ、あの中に。どれどれと言いませんが、1つ上げれば、こっちも上げてけるとこういうことになるんだと思いますが、何か第三者委員会でもつくって、この委員会はこういうんだと、内容まで示してそして検討すれば、あそこは上げておらほうは上げないのかというふうなことにもならないのではないかなと。

そういうふうなことで、報酬の見直しを考える必要があるのではないかと、決算書を見て。そんな感じをしましたので、どういうふうにお考えになっているのかお聞きをしたいと。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） ご指摘のように、例えば弁護士さんをお呼びする、お願いするとかといった際に弁護士報酬との絡みで現実的にはお呼びできないというか、メンバーに入れられないというようなこともございまして、確かにそういった点についてはこれから研究していく必要があるというふうに思っております。

また、ご指摘のように、委員会、それから各種そういったものお頼みするいろんな組織があ

りますので、その組織の全体を見ながら妥当な現在の社会状況において適切な妥当な報酬と
いったものを設定する必要があるというふうに考えておりますので、今後研究していきたく
いうふうに思います。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） 町長、ここで答弁だけでなしに、本当にしてくださいね。お願いをして
おきたい。議会の答弁で来年もまた同じことだとかこういうふうなことにならないように願
いをしたいと思います。

それから、事務事業の完全な文書の作成と記録文書の公開についてを質疑をしたいわけであ
りますが、私が町議会議員の立場にありながら、情報公開請求をしなければならない、いさ
さか疑問を感じながら私は公開請求をしているんですよ。議会での質問に十分な回答が得ら
れれば、そういうふうなことをしないで済むのになあと、こういうふうな思いもしながら情
報公開をしているわけであります。

そして、情報公開を何回かやってみて気づいたのであります、記録の存在が薄いんですね。
内容を言うと、何々について協議をしたとか、結果だけしかなかったとか、私見たいのはそ
の協議の内容がどうなのかと。記録ないほうが、何かあったときは一番楽なんですよ。そん
なこと言ったことありませんと。これが一番楽なんです。だから、記録を残したくないとい
うのはわかるんです。ところが、住民が求めるのはその記録の内容を求めたいわけです。協
議の内容、結果に至る経緯を知りたいのに、情報公開の目的はそんなふうになっているんで
す。情報公開の目的は町の有する諸活動を町民に説明する責務を全うされるようにするとと
もに、公正で民主的な行政の推進をすることにあると、こういうふうに書かれているわけ
です。そこで、私は公開請求をしているわけでありますが、協議内容の結果に至るまでの経緯
等がないのがかなりあると。こういうふうなことであります。

それから、一緒にであります、出してほしいと言ったのを求めても全部を出さない。そし
て、たまたま出さないから私は公開請求をしているうちに、公開請求されたからというので
出すというふうなこともあり得るわけで、そういうふうな文書、完全なものをつくるという
ふうなひとつ目標を立てながら、公開請求でなくても議会にも公開請求と同じようなもので
ありますから、そういうふうなものの提示をしてほしいと、決算書を見ながらそういうふう
に感じるわけでありますが、いかがなものですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 情報公開開示につきましては、これは今の行政では常識になっておりま

して、全て公開するんだと、原則はと、この方針で松島町もやっておりますし、また日本全国どこの自治体、また国でもそういうふうに行っているというふうには私は理解しております。

ですが、次に全ての事柄を文書に残せるかということ、必ずしもそうでもなくて、ものによって協議の中身が細かく書かれていたものがあったり、またはそうでないものがあったりすると。現実的にはそういった処理で作業していることもありますので、その辺については、最低でもどういうことが話し合われて、どういう結果になったのかと。特に重要な事柄については、そういったことを記録して保存しておくのは必要なことだと思いますので、それは漏れなくやっていくように努めたいというふうに思っております。

あとは、開示を求めても出せないものがあるというふうなことと思いますが、これは開示、原則でございますけれども、個人情報やまた政策形成途中のものについては、特に後のものについては、町民の皆様に対して不要な誤解を与えるというふうなこととか、間違った情報を与える可能性がありますので、政策形成途中のものについては出さないものもあるということでご理解いただければというふうに思っております。情報開示は原則全て開示するというのが今の行政のやり方でございます。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） 非開示のやつも当然今町長言ったような、あるのわかるんです。ところが、県庁に行きましても開示請求をしたら、係と班長ですか、これのやりとりの皆まで開示しているんですよ。こんな話があったと。こんなことまで開示しているんですよ。そいつなのに、非開示であれば、ここは非開示ですよというようなことは言って寄こしてもらえますので、それはどこでもあるんです。もう警察に行きますと、警察はほとんど非開示ですから。黒塗りです。そういうふうなのは私もいろんなところに開示請求をしているんです。そして、開示されてもここはもう見せられないというので、黒塗り、警察に行ったときなんかほとんど黒塗りです。そういうふうなところあるのですが、ただ開示請求していい文書に、文書の保存記録がないというのもあると。それは、協議したのなら協議の内容を記録をして、ここは非開示だよと、こういうのはいいんですよ。そういうふうでない文書があるものから、そういうふうなものも整備をしてもらって、町長ここで、町長、副町長答弁しても、ここにいる課長さんたちが部下にそういうふうな指示をしなければ、全然進まないわけですから、こういうふうな内容についてももしそう思っているのであれば、議会でも終わったら会議を持ってそういうふうな内容をお話をいただいて、もう少し前に進んでもらうと、こういうふうをお願いをしたいと。

それから、最後であります、職員の研修についてであります。主要事業成果説明書で、4ページから3ページにわたって研修成果細かく書いているわけでありましたが、これは職員の資質の向上には欠かせないということで、大変いいと。もう少ししてもいいというふうなくらいにあるわけでありましたが、それとは別に各課での職場研修が行われているのかなと、こういうふうな疑問を持っているわけでありました。

1、2の事例を申し上げます。ある事件、事件と申し上げておきます。町民が窓口に来たと、申請に来た。そしたら、窓口の本当の担当者だと思っておりますが、期限が過ぎたから来年にしてくださいと。ことしはだめですよと。こんなことで帰された。私がたまたま会ったものですから、相談を受けた。うちに帰って歴史を見ましたら、必ずしも帰すべき問題ではないように見受けられましたので、私は議員の尾口だというふうなことを名乗って、担当者に出ていただきまして、質問したわけです。そしたら、担当者は条例によってだめなんですというふうなことでありました。そこで、どこの条文なのっしょというふうにお聞きしましたら、第何条だというふうに言われるわけでありました。その条文を読んでくださいというふうなことで読んでもらいましたら、そういうふうなことが書いていない。そして、答えに窮してしまつたと、担当者は。

役場の窓口には、私うんと親切にお話し申し上げるものですから、そんなに私のことを脅威に感じてないと思うのでありますが、そこで答えができないものだから、上の人と相談をして私は何日に議会に行くから、それまでに相談しててくださいと、こういう話をしたんです。そしたら、その日のうちにその担当者は、申請に来た人に行つて、申請してもらつていいですよと。申請してくださいと、こんなふうに話しあつたというふうなことなんです。ところが、私には全然話がないと。なくてもいいのでありますが、それが1つであります。

それから、別の課で役場から来た通知を見まして、疑われることがあつたものですから、担当者に電話して、窓口に出ていただきまして、担当誰だと。担当ですと、こんなことでありますから、内容を聞いたわけでありました。そしたら、これも法律にちゃんとあるんですというふうなことでした。それで、法律のどこにあるんですかと、こんなことをお聞きしましたら、答えられなかったのか、いいくらい答えようとしたのかであります。その後法律も変わつていまして。変わつていまして。だから、来年から直しますとこういうふうなお話でありました。上司にも相談しているのかどうか分かりませんが、そういうふうなことで、いまだに回答はずつとないわけでありましたが、私に回答しなくてもいいので、その担当者に申し上げておいたのですが、来年も同じものを出すのであれば、原本を直しておきなさいと、

原本に間違っているところここだよと附箋でもつけて直しておきなさいと、そうすると来年間違わないけれども、そうでなければ何もしなければ、来年もまた同じ去年の文書でぼんと印刷かけて出して寄こすからと、こんな話を申し上げたわけでありませう。

それで、考えられることは、住民の立場に立って物事を考えているのかどうかと。自分たちの職責を守るために条例なりなんなりがあると思っっているのではないのかなと。こんなふうにしたわけでありませう。

それで、研修はほかに行って研修をしてくるのはいいので、資質向上のためにはいいのでありますが、研修のための研修にならないような研修をしてほしいと。自分はプロでありますから、高い給料をもらっているわけでありませうから、そういうふうな人たちはそれなりの自分の職責はこういうんだというふうなことを十分に考えなければならないだろう。そして、質問されてそういうふうなことがあったら、それを心にとめてもっとあるのではないかと。窓口に来てだめだと言われたから、ああ、そうですかと帰っていくばかりの人ばかりいないわけです。私は、常に何か言われたら疑問を先に投げかける。どうなんですかと。そういうふうに行っているのでありますが、執行部の方々はそのような何にならないがあると。この1、2の事例もっとあったわけでありませうが、係に行って直しておられたりなんなりするのがありますので、私は行っておかしかつたら、聞いて直したらいいのではないですかと、直すのであれば、そういうふうなお話申し上げておるのでありますが、そういうふうな職場研修が必要なのではないかと。各課長さんが。課長さんがわからなければどうにもならないわけです。課長さんが少し勉強されて、そういうふうな職場研修をされたらいいのではないかと。決算に当たってそういうふうなことを感じたものですから、質問させていただきました。お答えをいただきたい。

○議長（櫻井公一君） 答弁。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 貴重なご意見ありがとうございます。

我々松島町役場の職員として、町民の方々に最良のサービスをお届けするということを目標にしてやっているわけですけれども、多くの仕事の中には今言ったようなケースも多々あるということで、また改めて認識したわけですけれども、私どもは原則として法律を基本にしてやっておりますが、ただ法律の条文を盾にしてサービスの質をごまかすというか、そういうことはいけないというふうに私も思っております。

一般的な研修のほかにも、今言ったようなお話というのは一般的な研修ではなかなかやらない部分があるというふうに思いますので、おっしゃるように課のレベルで町民の方々のニー

ズ、どういったことをお求めになって来られているのか、それに対して適切にできるだけお応えすると。そして、法律の条文等があるのであれば、それも正確に理解しつつ、それに基づいてお応えし、作業していくということを徹底していきたいというふうに思います。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） かなり前向きの回答は、全部いただいたのでありますが、それが実行に移されるように期待をしまして質疑を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（櫻井公一君） 尾口慶悦議員の総括質疑が終わりました。

次に、総括質疑をなさる方おられますか。次誰ですか、休憩する前に傍聴者の方がおられますので、午後は誰からの総括質疑だなということをわかっていただいて、昼食休憩に入りたいと。ですから、挙手を願います。次やる方。いなければ閉めちゃうし。それでは、今野章議員が午後一番の総括質疑ということで、入りたいと思います。

これで、昼食休憩に入りたいと思います。

再開を13時といたします。

午前11時54分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（櫻井公一君） 総括質疑を再開いたします。

それでは、16番今野章議員の質疑を受けます。

○16番（今野章君） 16番今野でございます。

私のほうの質問といたしましては、この間いろいろ事業に取り組んでまいりまして、その事業取り組んだ結果として、どういう成果が得られて今後そのことを踏まえてどういう取り組みをされるのかということ、私なりに関心のあるところをお聞きをしたいというふうに思っておりますし、またこの間ずっと予算、あるいは決算等で指摘をし、討論等でも指摘してきたものについて、どのように検討されたのか、あるいは検討しなかったのかということなどを含めてお聞きをしたいというふうに思っております。

最初に、成果説明書に沿ってページを追いながら、何問か、3、4問か5問くらいになるか、お聞きをしたいと思います。

最初は、12ページ、企画費ですね。この中で定住促進座談会の開催ということで、4回の座談会の開催をしたということが書いてございます。さらには、宮城大学の教授の宮原先生を

お呼びして、お話を聞いたというようなことも書いてございます。そのことによって、成果としては町内で活躍する若手メンバーによる定住座談会を開催し、松島暮らしの魅力について情報発信する方法や、ネットワークの拡大を図ったとこういうふうには書いてあるわけですが、具体的にどういう内容だったのかなど。このことを行って今後これがどういうふうに町の行政の中に生かされていくのかということについて、最初にお伺いをしておきたいというふうに思います。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。ちょっとお待ちください。答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 若い方々に集まっていたいただいて、お話をさせていただくと。つまり、これから松島に住んでいかれる、また松島を形づくっていかれる方々をまず集めると。そして、お互い同士のネットワークというか、それを形成の助けとなるということは1つ大きなことなのかなというふうに思っております。

その中で、いろいろ話し合われたことありますが、それは担当課長のほうからお話したいとは思いますが、具体的に例えば団地の開発まで進んだというふうな話ではございませんけれども、その底固めというものの位置づけということで、ご理解いただければというふうに思います。

○議長（櫻井公一君） 亀井企画調整課長。

○企画調整課長（亀井 純君） 定住促進の件でございますが、県の移住交流推進事業の助成を受けまして、この事業をやっているわけです。海の盆のメンバーを中心に若手メンバーで定住座談会をやりまして、松島暮らしの魅力、自分たちが住んでいてどうだとか、住まなくなった人はどんなことが原因なのだろうかとか、そういったことを話し合っています。

そして、この人たちの手で、フリーペーパーをつくりまして、24年度内には3度、ここに書いていましたでしょうか、秋と冬と春とつくりまして、移住交流推進機構といいまして、東京にある機構の事務所、それから東北大学、早稲田大学、こちらは海の盆を通じましてコネクションができた大学という表現が正しいかと思うのですが、こちらに配って、すぐじゃあ早稲田の人たちがこちらに住むかという、また別ですが、こんな魅力のある町ですよというコマーシャルができるフリーペーパーをつくりました。

それから、東京、大阪事務所、県の東京、大阪事務所に入れました。あと、池袋のアンテナショップも入れようと思ったのですが、まだそこまでは行っておりません。今後、これは絶対やってみたいなど。池袋のアンテナショップ、ご存じのように結構お客さん来ているという話を聞いていますので、その辺も利用しながら、町内の施設で松島になるべく興味を持っ

てもらいきっかけをつくりたいということで、こういったことをやっております。

あと、宮原先生に本当に大所高所から、地域づくりから始まる定住づくりといいですか、先生ももともとは仙台市内にお住まいでしたが、今高島のほうにお住まいでございまして、なぜに高島に住んだかと、この辺の魅力の一端を話してもらったりとかして、フリーペーパーづくりに役立てたということです。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） 大筋わかったような感じもするのですが、そうしますとこれは、今回24年度でそういう座談会をやって、こういったメンバーの人たちが中心になって、今後に生かせることという中身はどうなんでしょうか。今のお話ですと、フリーペーパーをつくって、いろんなところにそれを置いたということなのかなという気がするのですが、今後の定住とのかかわりで考えたときに、これがどういうふうに生かされていくのかというところがもう一つ見えていいのかなと気がするので、その辺が1つ知りたいということと、それからこの間河北新報でしたかね、早稲田大学だったでしょうか、の方々がたしか松島でいろいろ作業なされたというようなことの記事もあったような気がするのですが、それはこういったことと今お話ちょっと出たので、関連して来たものなのかどうか、その辺だけちょっと聞かせてください。

○議長（櫻井公一君） 亀井企画調整課長。

○企画調整課長（亀井 純君） まず、河北新報の記事の件ですが、早稲田大学の卯月研究室と言いまして、私どもで景観で大変お世話になっている先生のところで、被災地としての松島の魅力をアップするための助けをしたいということで始まった事業でございまして、ことしは松島の小学生と一緒に椅子をつくって、海岸に置いてみようかと。ただ、つくって置くだけじゃなくて、椅子に絵を描いて自分たちが、子供たちがイメージする松島のPR画像というのですかね、月だったり、海だったりとするわけですが、それを描いて置いたという作業をしていただきました。ご存じのように、松島海岸はベンチが非常に少ないと言われておりまして、この辺を早稲田大学の学生さんたちが第三者の目から見ても、少ないであろうというように感じられたのだと思います。それが発端となってやられたということです。

それから、この座談会ですが、今後も続けたいと思っています。メンバーももっと広げたいと。さらには、ことしはこれのフォーラムをやりたいということで、11月ぐらいに中央公民館を会場にやってみたいというように思っています。若い人たちが感じた松島の魅力を発信できたらいいなというように感じています。

あとは、この中でこれと同じ類いの話として、定住補助金を使わせてもらって、社会増はプラマイナリーゼロぐらいまで来ましたので、あとは自然増としていかにふやしていくかが課題となっておると思いますので、今言ったような方策でやっていきたいなと思っております。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） わかりました。そういう形で地元におられる若い皆さん中心にこれからのまちづくりということでの底辺を拡大していこうというそういう試みなんだろうなというふうに受けとめました。そういう点では、議会も大分高齢化してきて、平均年齢も選挙をやるたびに上がる仕組みになっている状況ですから、そういう若い人たちが町政にもそういった形で、関心を持っておられるということについては、非常にいいことなんではないかなというふうに思います。

次は、18ページですか、町民バスの関係ですね。このことについては、私よくお話させてもらうんですが、地域公共交通会議というのがあるわけでしょう。その会議で実際やれることなのかどうかというのはあるんですが、そういった会議も利用しながら、松島の町営バス、交通システム、新たな交通システム、こういうものを考えたらいいのではないかということは何度も何度もこの間言わせていただいているわけですね。

ところが、24年度は報酬ゼロということで、1回も会議をされなかったと、こういうふうになっているわけです。この18ページの成果表を見ますと、利用人数が5万9,264人ということで、運航日数364と、それぞれ便数があって、便数トータル27便になるんですね、1日当たりね。全部掛けますと9,828便ということになるわけです。これ1便当たり平均どのぐらいかということ、大体6人と。こういう乗車率だよと、乗車状況だよということですから、町内でも空バスが走って無駄なんではないかという声がないわけではないですね。

ただ、私はやはり交通空白地域を埋める大切なやっぱり交通機関だというそういう認識も持っております。ただ、その新たな交通システムも含めて、バス運行のあり方というものをもっと考えるべきではないかと、そういう点ではデマンド交通という考え方も取り入れた運行というものも考えてはいかがかということをお願いしてきたつもりなんですけど、その辺について会議もされなかったということで、調査内にそのほかに何か取り組まれたようなことはあるのかどうか、考えになったことがあるのかどうか、お聞きをしたい。

○議長（櫻井公一君） 阿部危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（阿部祐一君） 町民バスにつきましては、私のほうからお答えい

たします。

今現在あと役場仮庁舎への乗り入れを検討していますし、ことしになりましてからは、あと議会等でも再三言われております利府町との乗り入れ関係どうなのかということで、利府町と1回ほど協議してございます。

利府町のほうでも26年度交通体系を見直すという考えもありますので、それであとあわせまして、松島でもどのようにできるかということで、あと検討していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） 隣接町村との乗り入れ関係ということの内容だということが一番大きいのかなと思います。私らも議会報告会などではいろいろ要望を出されます。この便数を含めて、路線含めてもう少し住民の声を聞いてもらえないのかというようなことも言われているわけです。今度もまたお話出まして、やはり本当に高齢になってくると、バス停まで出ていくのも大変なんだと、こういう声が大きくなっているのも確かだと思うのですね。そういう点では、私はやっぱり玄関先から玄関先まで、高齢者でも本当に安心して用足しができるというシステムも含めて考えていくということが大事なのではないかなというふうに思っ、再三問題提供していたわけです。それで、いつでしたかね、この間テレビを見ていたら佐賀県のデマンド交通ある町なんですけれども、やっているやつをやっていました。非常に好評を博しているんだということで、テレビで放映していたんですが、よく見ていたらそれには東大のプロジェクトが一緒になってこのシステムをつくり上げているということで、調べてみました。そしたら、こういうインターネットですぐ出てくるんですが、これも。東大オンデマンド交通プロジェクトとこういうのをやっているのですね。

これは、今までのデマンド交通ですと、センターがあってそこに前の日に予約をすると、そして配車係が廃車をしていくというそういうやり方で、ちょっとなかなか難しいというのがあるんですが、これはパソコンだとかGPSだとかこういうものを駆使してやるということで、やっている内容で非常に先ほどお話ししたような内容でやっている、経費もかかるんですけれども、この方式でやると経費がかなり抑えられるというふうにもこれを読むと出ているのですね。

ですから、今現在検索してもらえばすぐわかるのですが、いつごろから始まっているかというと、平成20年の6月からこのシステムを東大は提供して実証実験しているということなんです。平成20年の8月には8自治体と、21年には20自治体で実証実験をしたということで、

その効果の内容もここにありますので、ぜひこういうものも検討していただいて、やったらいいのかなと思うんです。町民バスだけじゃなくて、私何か宮城交通であっても、町内のタクシー会社さんでもこれ使ってやったら物すごく経費が安く上がって、利益も上げられるシステムになるんじゃないかなと思って見たのですが、ぜひこういうものも検討を、今度こそお願いをしたいと思うのですが、どうでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 答弁。大橋町長。

○町長（大橋健男君） これまでも幾つかご提案をいただいたという経緯は私も承知しております、言われておりますから。ただ、実際にやるときに実は予算関係とか、人関係とかということがありまして、なかなか難しかろうと。そういう中で行政の優先課題もいろいろありまして、その中での順番でなかなか回っていかないというのが実情でございます。今言った大学で研究していると、なるほどなというふうに思いまして、こちらでも資料を取り寄せ、インターネットで見ると、場合によっては東大のほうに問い合わせをするなりして、勉強してみたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） デマンドでやっぱり遠くからの人たちはタクシー呼べば、2,000円とか2,500円とかと高城に来るまでにかかるわけですよ。それで、考えると例えば一律300円、500円ということの負担でやってもらえれば、乗合バス、乗合タクシーという考え方でやってもらえば、料金は確かにかかるんですけども、それでも便利だという話には私はなっていくのではないかなというふうに思うのですね。

現在、運行されている町民バス、これを全部やめろとは言いません、やっぱり朝の通学バスとか通勤バスで使っておられる方、朝夕おられますからね。それと、やっぱり昼の時間帯との組み合わせで、この考えられる余地があるのではないかなというふうに思うのですね。デマンドの場合は、会員制ということで、会員を募ってそしてそこの予約を受け付けてやっていくというシステムになるわけですから、ぜひ検討していただいて、今高齢化が著しく進んでいる中で、高齢者の本当の足になり得る交通システムの構築を目指していただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次ですが、次は景観の関係で23ページ、成果説明書23ページ、景観の関係のお話を聞きたいと思っておりました。景観計画をつくろうじゃないかということで、町長のほうからお話があったから震災もあって、景観条例制定までに若干の時間を要しているかなということは、あるかなと思うのですが、現況をいろいろ勉強会もして、重点地区でどの程度話し合いが進

んでいるのか、それから重点地区以外での話というのはどこまで進んで、どういうまとめ方になっていくのか、今後の進めていかなければならない内容等についてお伺いをしていきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 亀井企画調整課長。

○企画調整課長（亀井 純君） 23年度までに景観計画の素案ができたと思うのですが、24年の8月の全員協議会で皆様に見ていただいた内容だったと思います。それをもって24年度の後半から重点地区4カ所、各4回ずつ、都合16回、中に入りまして景観について話し合いを持ちました。最初は、景観なんかいらんという方ももちろんいらっしゃいましたし、それより家の前の側溝を直してほしいとか、ブロック保存してほしいとか、そういった内容のほうが多かったわけで、もちろん建設課も入ってもらいましたので、それは復興事業で整備していきますとかというような回答を申し上げておりました。

先ほど申し上げました早稲田大学の卯月先生に2回目のときに総論としての景観づくり、これについてお話をいただき、景観の先進地のフォトモンタージュなどをお見せして、こんなにきれいになるんだというようなことで、皆さんにご理解をいただいたということで、4地区の方たちには景観についてかなりのご理解を得たということです。

あと、ちょっと脱線してしまって申しわけないのですが、皆さんからよく出ていたのが、45号の歩道の拡幅の要望があわせて出ていまして、何とかしてほしいと、狭いと、これは国道のほうの予定で拡幅の工事がありましたので、拡幅した後の景観ということでお見せして、こういうのだったらいいねというようなことでございました。今景観形成基準と言いまして、細かい基準について皆さんからアンケートをいただいたものですから、今度それを絵にして文字にしたらどうなるかということをつくっておきまして、10月からそれを皆さんに見ていただくということで、今年度内に条例化し、計画を終わらせたいというように思っています。もちろん景観法の第2条の第3項にありましたように、住民の意向を入れることが大事だと書いていますので、その辺を十分配慮しながらやっていきたいと思っています。

それから、重点地区以外の地区についてはどうするかということですが、これから後半に渡りまして重点地区以外にも説明は申し上げます。特に大きな景観の配慮、強い配慮というのは重点地区以外だとなくなるのですが、変な開発だとか、そういったものはやめてくださいとか、それからよくあるのは、私どもで今度提案しようと思ったのは、地域にある景観に類する宝物ってないですかね。例えば何とか神社とかですかね、そういったものを今度景観計画のほうに入れておいて、みんなで守りましょうね、地域の方だけでなく町中全体で守り

ましようねというようなことまで行こうかなというように思っています。以上です。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） わかりました。それで、重点地区では大分勉強会もなさって、了解も進んでいるのかなというふうには思うのですが、重点地区以外は多分これまでに1回ぐらいこういうのが今度あるんだよというぐらいの多分説明になっているのかなという気がするんですが、それにつけても、松島というのは里山というか小山がいっぱいある地形で、今災害の復興の関係で山をどんどん削っていると状況もあるんですよ。ですから、本当は重点地区ではないにしても、松島の景観を考えたときにそういうものも含めてやっぱり行政側の考え方というのはもっと示されてよかったのではないのかと、せっかく景観を大事にしたまちづくりを進めようといったときに地震が来てしまってそれはしようがないんだというのもあるんだろうけれども、その辺の対応、どうなんでしょう、今後についてはどういうふう考えられているのか。

○議長（櫻井公一君） 亀井企画調整課長。

○企画調整課長（亀井 純君） 非常に難しい質問をいただきまして。山は20ヘクタールまで削ることができまして、この20ヘクタールという面積をもって皆さん森林開発の許可を取り、土をとり、そして供給しているという状況にあるのは事実です。もちろん許可制ですので、私ども経由で県のほうに提出してやって許可をもらおうと。将来的には、もとに戻していただきねという条件なんですよ。ただ山を削ってもとにもどるか、それはないのでそこに木を植えてくださいねとか、何らかの新しい利用をしてくださいねとかという条件がついているはずなんです。今はもう土をとっている森林開発真っ最中の話ですので、山が出っぱなしだというような状況にはあると思います。

昨年の景観の素案についてご説明申し上げましたときに、今野議員から言われていましたので、どう対処できるものかということで、私どもとしても悩んでいるところですが、新しく協議とかいただいたときには、将来的には戻すというか、森林の状態に戻すか、新しい利活用を考えてやってくださいよと。山を削るだけではだめですよというようなことを私どもでお願いしているところでございます。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） 削るべき山は大分削って、あとはないのかどうか分からないのですが、もしこれからまた現状山が削られている場所以外で、そういう計画があるところがあれば、教えていただきたいというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 答弁。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 初原の地区の、初原から上幡谷地区、あの辺の山について削っているわけですが、あそこについては、できればですが、放射光、聞き及びかと思えますけれども、放射光施設とそれから松島として働く場というものがありますので、企業立地というものも考えております。

それとあと根廻周辺、根廻のインター周辺、東京エレクトロン周辺につきましては、これも業務用地区、また場合によっては住宅地区というふうなことでの開発ということを考えています。

なぜかと言いますと、自然を残すのは大事なのですが、ただ松島として人口減少ということがありますし、継続するまちづくりのためにはある程度人が住んでいただき、働く場が必要だと。そういう中でバランスのとれた土地利用をしていかなければいかんということですので、その意味で削る候補地はあります。ほかにはないのかというようなことですが、これもよくわからないところではありますが、開発可能地ということでは例えば桜渡度のあたりの道路周辺とか、初原あたりの道路周辺、それと場合によっては北小泉、幡谷にかけてあちらにも場合によって農業用の企業立地みたいなもの、それから太陽光のパネルとかそういったものも考え方としてはあり得るかなというふうには思っております

いずれにしても、緑を全てはいで松島らしさをなくすような土地利用の変換というのは、これはすべきでないし、そこまで行かなくても十分緑と共生するような町であり続けることは可能というふうに思っておりますので、そういった方向で土地利用を進めていく、場合によって開発を進めていくというふうなことがあるのかなというふうに思っております。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） わかりました。ぜひ景観計画をしてまちづくりを進めようということなので、そういう景観、やっぱり農村は農村としての風景が当然あるわけですから、できるだけ残せるようにしてほしいなというふうに思います。私らも定住、定住ということで何とか人がふえないかと思うわけですが、日本全体が人口減少に入っているわけですから、これをふやすということはよほどのことでない限りは難しいのかなと私自身も思っています。ただ、日本全体がそれでいいのかということもありますから、やはりどんどんふえないまでも減らないようにぜひこの面でも頑張ってくださいというふうに思います。

それでは、次のところにまいります。次は、27ページ、8ページ、9ページですか、町税関係なんです、ここでは前々から言っていますように、宮城県の滞納整理機構の問題につい

てお伺いをしたいというふうに思っていました。平成21年ですか、宮城県の滞納整理機構ができて、当初は3年ということで21、22、23年に1回やめようということだったんですが、できたときから3年でやめてよと、こういう話をしていたようには思うのですが、残念ながらいいですか、私からすると残念ながら、24年からのまた3年間ですか、これに参加をすることでやっておられるわけですね。

ぜひ、今度は26年までということなので、この3年間を経過した時点で、機構がどうなるのかとか、さらに延長されるのか、あるいは延長じゃなくてそういう機構として残って、そのまま各市町村の業務を請け負う形で仕事をするようになるのか、その辺についてひとつどうなのかということをお聞きをしておきたいと思います。そして、町としてどう考えるのか、参加する、しないの方向をどう考えているのかお伺いしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 館山財務課長。

○財務課長（館山 滋君） 機構の問題ですけれども、私も最初26年度で終わりかなという理解はしていたんですけれども、ことしに入りまして、25年度に入りまして、市町村のほうからの全体じゃないんですけれども、一部のところから継続というような県に対する依頼もありまして、県のほうにおいて継続するかどうか、それから継続する場合はどのようなやり方なのかということは今県の段階で検討している状態でございます。

それで、今後に関しまして、県のほうでどういう状態で継続になるのか、なるとすれば。それをちょっと見きわめてから判断していても遅くないなとそういうふうに考えております。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） わかりました。できるだけ、前もお話ししましたけれども、本町における滞納整理というものについては、相当レベルが高いということに私も認識をしておりますので、滞納整理機構に行かずとも、優しい、そして厳しい対応が可能になっているんだろうというふうに思います。そういう点では、ぜひ、この機構から抜けて15万円の負担金ですか、今人は出しているんですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、館山財務課長。

○財務課長（館山 滋君） 今は出していません。お金の負担だけです。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） ということでありますけれども、ぜひ抜けていただければと。と言いますのも、前にもお話ししましたけれども、とにかく滞納整理機構から行くときには、基本的には差し押さえだということで、税金を滞納している皆さんに封書が行くと、差し押さえを

しますよという封書が行くと。お話によると、その封書は物すごく派手らしいんですね。いかにもあなたは滞納しているのですよということがわかるような封書でどうも行くらしいと。それから、それを開けてみると中は赤紙だと。こういうようなことで、一体何なのかと。おどしではないのかと。こんなことも言われていたんですが、そういうことだったのか、今はそういうことは改善されているのか、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 館山財務課長。

○財務課長（館山 滋君） 機構との約束で、機構の案件に関しては松島町で口出ししないということでスタートしていますので、今、今野議員がおっしゃったようなこと、私今初めて聞きました。ただ、機構は機構の考え方でやっていると思います。でも、松島町はそこまで色を変えたりなんだからしないと、内容を理解してもらいたいということで、その滞納者に応じて必要に応じては書きとめで出すとか、そのような対応をしています。申しわけございませんけれども、機構の状況はちょっとわかりかねます。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） 私も人から聞いた話で、見たわけではない。赤紙だけは見せてもらいました。たしかにそういうものが行っているんですね、赤い紙でね。昔の召集令状のような色のね、それに文章書いて行っていると、こういうものようです。それは、見せてもらいました。ですから、多分間違いのない話なんだろうなというふうに思います。本当にそういう点では、この厳しいというか、あんたは滞納しているんだよということがいかにもわかるようなものでどうも行くというようなこともあるようですので、そんなところに滞納整理を任せるといふようなことは、ぜひしないでほしいというふうに思っているわけです。

それで、24年度は滞納整理機構にどのぐらいの件数、金額、お任せになったのかということがわかれば教えていただきたいと思えますし、任せた件数のうち、一般的には悪質なものをここにやるんだよということでのお話でしたので、悪質なものの任せたものが、悪質なものの基準といいますか、判断基準となったのはどんなものなのかというところがあれば、教えてほしいと思えます。

○議長（櫻井公一君） 館山財務課長。

○財務課長（館山 滋君） 悪質の基準といいますか、それはどちらかといいますと、感覚的なところがあります。一番は納税交渉に応じないというのが最も悪質なものであります。

それで、移管件数ですけれども、移管件数としては16件、それで移管した金額が約1,800万円、それから機構で徴収したものが約800万円ということになっています。ただ、先ほど悪質

という話ありましたけれども、年々機構のほうも1回引き受けた案件は、受け付けないとか、そういうふうになってきていますので、縛りがちょっとかかっていますので、松島町でやってもとれそうだなというような案件も出していることは事実でございます。以上です。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） わかりました。納税交渉に応じないということですが、回してやる前段の松島町の対応としては、納税交渉に応じない人は機構に回しますよというそういう通知をしているわけですか、そうすると。

○議長（櫻井公一君） 館山財務課長。

○財務課長（館山 滋君） 当然に1回で機構に出すということはないです。本人のほうに、交渉できる人はこの状態が続いたら機構に行きますよと。あと連絡とれない方に関しても、必ず文書のほうでここまで返事がなかったら出しますと、そういう連絡はしてございます。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） わかりました。

次に行きます。次は、38、39、障害者福祉の関係から、40ページ、この定例会冒頭のところで、松島町第2期障害者計画ですか、こういったものをたしかいただいたわけですが、この計画とかかわってさまざまな福祉施策というものは、ここに成果としてあらわれておりますようにいろいろと進められているわけです。その計画の中で、進んでいないのはいわゆるバリアフリー、こういうものがどこまでどう進んでいるんだろうかと。この2期計画の中でもバリアフリーの問題については、計画の中でページが割かれているわけでありまして、ぜひそのバリアフリーが進んでいくということが必要なのではないかなというふうに思っているわけですが、計画を見ればそれはあくまでも基本構想というか、基本計画なんですよ。ですから、町としてこれを実際に進めるといった場合の実施計画のようなもの、こういうものをつくっていかないと、本格的な町内のバリアフリー化、いわゆるユニバーサルデザイン化というようなことにはつながっていかないのではないかなと心配しているわけです。計画はつくったものの、そういったことも含めてやらないと進んでいかないのではないかと。庁舎内の連携でやるのは建設課で、計画するのは福祉課ということになると、なおさらなかなか進みづらいということにもなるかと思っておりますので、そういう点ではそれぞれ関係する所管課が集まって、そういった実施計画のようなものを練りながら、これを一生懸命進めていくということが大事だと思うのですが、その辺どのように考えておられるのでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） 障害者計画今回示させていただきまして、確かにバリアフリー化ということで、各家庭においてのバリアフリー化、ある程度のこの支援事業の中で家庭のあれでは取り組みさせていただいたと。また、全体的な公共施設とかそういったものについては、やはり各課連携しながらそういったものは大いに。

今回、中央公民館などが改修されまして、全てバリアフリー化、エレベーターもついてとそういうふうな公共施設に生まれ変わっているわけで、その中で関係機関と十分協議をさせていただきながら、進めていかなくちやいけないというふうには思っております。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） だから、具体的に進めるためにどう考えるのかということが、大事なんだと思うのですよ。この間、海岸を走っておりましたら、車椅子を押して歩いている観光客の方だったと思うんです。ちょうど、グリーン広場の前の横断歩道を車椅子でこう、私とまりまして、行ったんですよ。そしたら、横断歩道からおりて、歩道に上がろうとしたら、本当にわずかな段差なんですけれども、そこに車椅子が引っかかって乗っていた障害者の方が危なく歩道に投げ出されそうになった、こんな光景も見たわけなんです。

ですから、本当にそういう車椅子にしる、障害者の方にしる、高齢者にとってもわずかな段差や何かでも、本当に危険な状態というのがいろんなところに存在しているわけなんです。ですから、そういう点では私は町内にもいろんな障害者の皆さん方がいらっしゃると思うのですが、そういう方々の力をかりながら、そういう町内のバリアフリー化を目指す総点検のようなことを行って、そしてそういう事業を進めていったらいいのではないかと、こういうふうに今思うのですが、いかがでしょうか。そういうことでもしていかないと、具体的にバリアフリーという、施設関係はどんどん進んでいるという側面はありますけれども、歩行系で歩くところやなんかは、なかなか進まないという状況ありますので、そういうことも必要ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） おっしゃるように、バリアフリー化は町の計画の中でも位置づけてはいるんですが、具体の話になると施設、道路、それから民間の施設というふうなことで、今お話の中では道路関係ですかね、そういったところがちょっと弱いのかなというふうに思っています。

町内で今の福祉、それから企画、それから建設、こういったセクションでもってお互いに話し合いながらバリアフリー化の具体的な策というものを進めていくという必要があるという

ふうに思いました。

ただ、ちょっと震災復興という面がありまして、人が、お金の面では事業の中で取り組む際にやっているとと思うのですが、ちょっと抜けている部分があるのかなと、私自身も思いましたので、震災復興の事業の中でバリアフリー化を極力実現できるような、そういう配慮をしていきたいというふうに思います。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） ぜひ、そういうことで進めていただければと思うのですが、本当に職員の皆さんもなかなか仕事手回らないという側面もあると思いますし、何とかそういう、ですから、障害者団体にも呼びかけて、ここが危ないよというところを探してもらおうと、指摘してもらおうということもぜひ考えていただいたらいいのではないかなというふうに思います。

そういうことも含めて、ぜひ考えていただいて、そうした対策も講じていただくようお願いをしておきたいと思います。

それから、次ですが、87ページ、林業振興費ということで、松くい虫の防除事業、これも観光振興計画とか何かでも申しあげましたけれども、松くい虫本当に大変な状況に、私なっているなと思っているんです。一生懸命、23年度はちょっとできなかったんでしょうけれども、24年度からまた実施をするということでやっていただいていると思うんですが、本当にあっちもこっちもだから、大きい木がもう枯れていっていると。こういうことで、非常に松島の景観にとっては、残念だなとそういう思いでいるわけであります。

ですから、これは仕方がないと言ってあきらめて、別の松島を考えるのか、それともやっぱりそうじゃないと。やっぱり松島の松を本当に大切に、この景観を守っていかなくちゃいけないという立場で考えるのかで大きな違いが私は出てくるのではないかなというふうに思います。

そういう点では、松島湾を取り囲んだ自治体、そしてこの県立公園松島、責任を負っている県、ここが本気にならないとこの問題というのは解決というのは、なかなか難しいのかなというふうに思っています。そういう連携、観光振興計画の中には連携ということで、この問題を入れていただいたというふうに思っているんですが、その辺、24年度そういう連携はどうだったんでしょうか。本当は、塩竈から利府からあっちから来ると、どんどん毎年赤くなっているし、松島に入ってから大きい木が枯れているということで、どうだったのかということをお聞きをしておきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部礼子君） 松くい虫対策について、近隣の市町村との連携というお話になりますけれども、改めて集まって話をしているという状況ではございませんけれども、県を中心に防除対策とか、県中心にやっているところになっております。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） だから、県任せになっているのかなということなのかなと、今のお話を聞いているとね。というふうにどうしても受けとめざるを得ないんですね。ですから、県任せで県にやってもらうのはいいんですが、やっぱりこっち側から積極的にやっついていかないと、県は結局予算取って業者にやって、それで終わりということにしかならないんだと思うのですね。ですから、具体的に指摘をして、県に求めていくという姿勢になっていかないと、これは解決しないんじゃないでしょうかね。島の問題もそうですよね。カモメでやられた2つ目の島も大分枯れてきていますから、その問題も含めて、ここ本気になって町長、考えないとだめだと思いますよ。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） ウミネコ対策については、ことし3月でしたかね、違いますね。雄島の開通式のときに、改めてあの周辺を見たときに、大変なウミネコの群がり状態で、これは危ないということで、その前からも議会からご指摘受けまして、県に行ってお願ひしてきたのはあったのですが、今回はそうではなくて県会議員、国会議員、みんなに電話をかけまくりまして、これでは松島がなくなってしまうというふうな話をしまして、そして県からもある程度話をもらって、ウミネコ対策の委員会もつくって、県として具体的にやっていただけるようにということで、作業に入っております。

同時に松くい虫対策、こちらのほうも同じような趣旨で、黙っていたら枯れてしまうよというふうな話をしております。何か震災絡みで県のほうでも漏れ聞くところによりますと、予算なり事業なりが滞っている部分があったような話もお伺ひしていますので、震災復興が大事でしょうけれども、松島の松も大事ですというような話をしております。

具体的にウミネコ対策にしてもまだまだ行ってはいないのですが、私が思うには例えばウミネコ対策であれば、島1つ丸々ネットをかぶせるとかするようなことで、2、3,000万円金とってもらわないとだめよと、県に言っております。また、松くい虫のほうについても、ただただ例年と同じことをやって、また震災で事業量が減るというふうなことでは大変だというふうなことを言っておりますが、なおこれからも松島の松が枯れないように、当然松島でございますので、緑の松があってこそ松島というのは十分私も思っておりますので、ほかの日本

でも随分枯れていますけれども、ああいうふうにならないように、ほかの自治体にも注意を喚起しながらやっていきたいと思っています。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） ほかの市町村との連携ということで見ると、多分県のほうに事業をお任せしているわけですが、利府町さんなり塩竈市さん、あるいは七ヶ浜町さん、東松島さん、こういったところで応分の負担をとらないと県としてもやらないのかなというふうな部分も私はあるのではないかなという気がするんですよ。ですから、本当にそういう意味では、関係する自治体との関係で、ぜひそういう予算を含めてとってもらわないと、松島は本当にだめになってしまうよということでの話し合いをしていかないと、現実味が私ないのでないかなと気がするんですよ。そういう取り組みが大事なんではないかと。県と松島はもちろん大事ですよ。ですけれども、松島と近隣の市町村がそういう話し合いをきちんとしながら、予算をきちんと近隣の市町村さんにもとっていただいて、この松枯れ対策をするということが大事なのではないかと思うのですが、その辺どのぐらいそういう連携のための話し合いをされているのか、あれば。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） 塩釜広域の協議会がありますので、その中でいろいろ議題出のですが、松くいの話が緊急で大変だなという話出たことはないですね、これまでは。おっしゃるように、県の事業の中で県が基本的には全体を面倒見て、場合によっては町が出すという資金もあるんですけども、そういったことはどこの町でもやっていると思うのですね。だけれども、明確な意識としてさっきやった行政の順番の話言いましたけれども、順番の中で松くが一番先に来たという話はないので、これは考えていく必要があると思いますね。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） ぜひ、これは宮城県もそうですけれども、近隣の市町村とかかわりの中で、本当にそういう空気を盛り上げていかないと、可能というか、不可能なのかなという気がしますので、行政の順位の話出ましたけれども、順位をぜひ上げていただいて、取り組んでいただきたいということをお話しておきたいと思います。

次は、大体こんなもんなんですけど、最後に資料お願いをしたいというふうに思っていました。1つは、国民健康保険の関係で以前にも出していただいたことあるんですけど、所得階層ごとの課税関係ですか、そういった資料を出していただいたことあります、前にね。あれと同じで結構ですので、そういうものを出していただければというふうに思います。

それから、本間課長さん、4月から課長さんになって張り切っているのも、ぜひ、介護保険料の段階別、介護別利用状況というのをぜひ調べて、出していただければというふうに今思っております。大体こんな感じで表をつくって出してもらえばいいんじゃないかと思って、こっち側に保険料の段階、1から7までつくって、こっち側に要介護1、2、それから要支援1、2、要介護1、2、3、4、5と、そして未利用者という欄をつくっていただいて、そこに何人ずついるのかというところをつくっていただければいいかなと思うのですが。こういったのをつくっていただくと、所得の高い人、低い人、そういう方々が介護度のどの位置に位置しているのかということがわかってくるかなと。つくれば、松島における介護保険行政のあり方の1つの資料にもなるのではないかと思いますので、ぜひその資料をお願いをしておきたいというふうに思いました。

あと、最後に残った質問は、先ほど仮庁舎の問題含めて、庁舎の話もぜひ聞くべきではないかと、こういうお話もありましたので、若干お聞かせをいただきたいと思うのですが、仮庁舎建設ということになりまして、中央公民館のところを今度駐車場をつくるということになりましたね。たしか2,500平米ぐらい、面積にしてね。これは、庁舎建設の時点、仮庁舎建設に向けて話が進んでいる最中にも当然駐車場の話もあったのかなというふうにも見る事ができるわけなんですね。その辺は一体事実関係どうだったんだろうかと。まるきり最近出てきた話なのか、それも含めてあったんだとすれば仮庁舎建設時にももちろんそのこともそういう構想も含めて、説明がされてしかるべきだったのではないかと、こんなふうに思うのですが、まずその辺についてお願いをしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 答弁、高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 実際、中央公民館を改修する前からいろんなイベント、通常のイベントでももう足らなくなるということで、駐車場は足りないのかなということで、認識はしていました。ただ、なかなか財源等もあるし、あそこのグラウンド、今子供たちも大人の野球とかソフトも使っているという中で、財源がある程度決まっていなかったということもあって、仮庁舎のとき第1候補、第2候補の中ではあえて現実味がなかったということもあって、駐車場はあそこに必ずつくりますよというのは、言えなかった状態ではあります。前から案は持っていました。今回財源で確保できた。あと体育協会とも話をして、あのくらいの幅くらいだったらいいですよという話し合いがあったので、補正をしたというところでございます。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） どうしても、中央公民館脇のグラウンドのところに仮庁舎の移転ということをおっしゃっている皆さん方もおられると。そうすると今度のような駐車場があそこにまたできるということになると、何だと、話が違うんじゃないのかと、こういうことにやっぱりなって来ざるを得ないのかなという気がするんですね。

そういう意味では、もう1回執行部としては仮庁舎の建設に至る経過というものについて、しっかりと今回の問題を含めて経過について説明をする必要があるんじゃないかという気がするんですよ。本来であれば、これは仮庁舎をつくる段階でもっともっと住民説明というのがされていればよかったんだろうとは思いますが、なかなか時間がないという中で、町民説明会は1回だけで終わってしまったと、こういう状況はあるんですが、その辺について改めてこの間の経過を整理して、町民の皆さんにわかってもらうということにしないと、これはまたおかしな話になるんじゃないかと思うのですが、その辺についてどう考えておられるか、お聞きをします。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 確かに時間がなかったということで、仮庁舎を中央公民館のところにしなかったのが、あそこを盛り土高くしても実際水害、いろんな災害のときに道路が冠水すれば出られないといういろんな経過がありました。そういう整備をして、秋には地域懇談会、地区懇談会をしますので、その中で経過、経緯も踏まえて説明ということは考えております。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） なかなかこういう問題というのは、難しいんですよ。そういう点で大変だなとは思いますが、ぜひ多くの住民の皆さん方に今回のこの進め方がこうだったと、こうなったわけといいますか、こういうふうに進んだということについて、十分に説明をしていただきたいと。そして、理解も得ていただきたいということを申し上げて、私のほうの総括的な質問ということにさせていただきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 今総括質疑で出ました今野議員から資料2件ほど出ましたけれども、その件についての答弁、高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 国保の階層別、所得の階層別はすぐ出せますけれども、介護のほうがすぐ出るかどうかわかりませんので、その資料をコピーいただきたいと思います。それに基づいて、どのくらい時間かかるかと、改めてつくるということもあるので、極力それをつくれれば松島の介護保険料の算定にも参考になるのかなと思いますので、つくりたいと思いますけれども、時間をいただきたいと多分思います。

○議長（櫻井公一君） 今野議員。

○16番（今野 章君） 介護保険の関係、時間多分それなりにかかるんでしょうと思いますけれども、ぜひ頑張ってください、特別委員会終わる前にできれば出してほしいんですよ。忙しいですかね。そういうことでお願いをしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員の総括質疑が終わりました。

休憩に入ります前に、次の方の挙手を願います。片山議員の質疑から入ります。

ここで、休憩をとります。

再開を14時10分といたします。

午後 1時59分 休 憩

午後 2時10分 再 開

○議長（櫻井公一君） 総括質疑を再開いたします。

それでは、14番片山正弘議員の総括質疑を受けます。

○14番（片山正弘君） 片山です。

私は、皆さんがもう質問されていますので、そこから私の思っていたことが若干抜けたいた分だけ聞かせていただきますので、よろしくご配慮のほどお願いしたいと思います。

まず、第1点であります。解体事業費であります。今松島町では土地の解体がほぼ終わったと、土地の。それで、その土地利用策であります、松島町には大口松島の町として経費を直接出しているわけではなく、間接的に来たもので実行したわけではありますが、あその垣ノ内にあります大きなホテルなんかも解体されたわけではありますが、ああいう大きな施設等の跡地の利用促進というふうな格好で、この解体後の土地の利用方向というのは町としてはどのように考えて、またこれは民間ですので、なかなか町から口を出すというのは難しいところだろうと思いますが、どのような方向にそれを進めようと町としては考えているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 建物解体で一番目立つのは、高城の町内でございまして、これについては、前にもちょっとお話したことがあります、できるだけ避難用の道路、スペース、または公園等のものに使いたいなというふうに思っていたわけでございます。

そうした中で、国の交付金事業の中で認められていた部分がありますので、その部分で避難用の道路、高城としてのいわゆる道路としての肋骨線ですよね、そういったものにできるの

ですが、全ては認められなかったので、残りの部分があるということでございます。

そうした中でも、必要な部分もっとあるんじゃないかというふうに私などは思っておりまして、担当とも話はしているんですが、そういった中で公共用地として、つまり肋骨道路用地としてどこか手当する部分が出てくるのではないかなと。

また、あとは、民間の土地利用ということでございますので、今でもありますけれども、宅地として利用していただいて、そこに新しい住宅を建て、新しく入っていただくというふうな方向もあるのかなというふうに思っております。基本的には、あいた部分について、公共用地として必要な避難用道路、または空地、またはまちづくりのための必要な公園等についてこれは今後の話になります。震災復興でいろいろお金も人も費やしている中で、それ以外の事業とならざるを得ませんので、ある程度目鼻がついてからということにはなろうかなとは思いますが、そうした中で公共用地として整備するものは、整備していく。

また、あとは民間の土地利用を促進するためには、例えば企業用地であるとか、企業の住宅地であるとか、そういったものになるような情報の管理、そういったものをしていきたいなというふうに思っています。

○議長（櫻井公一君） 片山議員。

○14番（片山正弘君） 高城町なんか見ますと、随分空き地になっているところに建売業者が今建てているというのが進んではきております。ちょうどうちの駅前通りも1軒ほどできて、今売られていて土地利用というのはよくなってきたのかなというふうな気がします。また、もう1軒も今着工しようということで、うちの店の前あたりにも駅前の通りとしては着工して空き地が利用されてきていると、これはいいことだと私は思っております。

しかしながら、先ほども言いましたように、一般の民有地等にあっても大口で解体事業に投資をされたホテルの跡地とか、そういうところに町としてはこれからのそういう利用方法、町としてはどのように、民間ですから本当にさっきも言ったように、難しいと思うんです。こちらから話をかけるというのは、でも、そういう意味でも町の土地利用としての方向づけ等について、町としてはそういう業者とまた民間等についての今後の進め方についてお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 大橋町長。

○町長（大橋健男君） 海岸のホテル用地につきましては、民地でございますし、我々直接お話をするような関係でもないもので、そのままでございます。ほかに、今まで施設のあったところで処分してしまったところとか、使えなくなったところについて、ケースによってはそこ

に新しい店舗なり、施設なりということで松島町が情報を受けて出したりしているケースも
ございます。

また、基本的には震災復興計画なり、全体の土地利用計画の中で位置づけられている部分
については、民地であっても公共が入って、買ったり整備したりすることはありますが、そう
いうものに位置づけられていないものについては、お問い合わせがあったときにその辺の土
地利用の考え方とか、さまざまな規制の状況等をお知らせするという範囲にとどまる、そし
てとどまらざるを得ないというふうに思っております。

○議長（櫻井公一君） 片山議員。

○14番（片山正弘君） なかなか民間の土地というのは、難しいかもしれませんが、決し
て広い土地をもっているところはそういう大きなホテルが解体されたような土地しか、大き
い土地はないわけですね。ですから、将来の松島像を考えたときに、積極的に機会があっ
たらそういうところにも出向いてお話し合いの場をつくっていただければなというふうに思
うし、またいろんな情報を集めて、そういうところが何になっていくのかについても、町と
しても真剣に考えていただきたいとこのように思います。

次に、これも一部震災等に絡むわけではありますが、観光についてであります。

観光復興については、全国的にPRをしまして、積極的に宣伝活動をしているというふ
うに成果表にも出ているわけではありますが、松島の45号線沿いのメインストリート等にあり
ます、まだ店舗が復旧といたしますかね、それに手をかけていないというところが見られます。
これは、松島の一番メインとなる場所ですので、今これから松島としての観光客誘致等も含
め、これからのそういうメインストリート等にある事業者との話し合いはどのように持って
いく方向なのか、これも民間ですので難しいところもあると思いますが、松島の観光の一番
メインストリートですから、これにはやっぱり町は積極的にかかわる必要はあるのではない
かと私思うので、この辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 場所わかりますか。答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 観月楼さんの場所のメインなお話なのかなというふうに思っており
ますが、「45号線沿いといいました」の声あり）そうですね。海岸通り商店街の方々、中央商店
会ですね、あそこの方々には町長として毎年総会に招かれて意見交換する場所があります。
その中で、例えば景観の話であったりとか、その都度その都度の行政側の話題についてお話
しするようなこともありまして、情報交換もしております。

あと、中央通商店会から外れて、海岸駅のほうに向かう通りに面する部分、そちらのほうに

については、景観のお話の中でいろいろワークショップとかやりながらお話をしていると。あと、昔からある有名なお店で、まだ開いていない部分につきましては、こちらははっきり情報は得ているところではないんですが、グループ補助金などを使いながら、復旧、修復等に努めているやに聞いております。

○議長（櫻井公一君） 片山議員。

○14番（片山正弘君） やっぱり、一番松島として見れば、メインなんですよ。場所が。ですから、これはいち早く松島町でも手を差し伸べるものがあるならば、やっぱり幾ら民間だといえども、私は松島の一番顔になる部分だろうとそのように思いますので、これにはやっぱり積極的に町も援助できる、または手を差し伸べられるものがあるならば、進めていただきたいとそういうふう思うわけであります。

それと、もう1点は45号線沿いにあります休館している施設等もあるわけであります。これもいち早くやっぱり何らかの方策が必要なんだろうと思いますが、この辺の企業等についての町としての話し合いなどはなされてきていたのでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 小松震災復興対策監。

○震災復興対策監（小松良一君） 今あいている観光施設ということで、オルゴールミュージアムさんのことだと思いますけれども、以前にも議会のほうでこの件ちょっと中間的に報告させていただいたことがあったんですけれども、所有者は奥田建設さんということで、現在奥田建設さんのほうと再開をする意思があるのかどうかについては、奥田建設さんのほうと確認して、奥田建設としてはないと。できれば、町のほうに情報提供も含めて、自社も頑張るけれども町のほうでもお手伝いいただきたいというお話を早い時期からいただいておりまして、それで、私どものほうでもちょっと複数の関係する、要するに後継企業となり得るところに話を持ちかけていまして、現在検討中というところでございます。その結果についてはまだ出ておりません。ただ、少しずつですが前に進んでいるという状況下でございます。

○議長（櫻井公一君） 片山議員。

○14番（片山正弘君） あくまでも民間と個人情報という問題もありまして、なかなかそこまでは私ら入っていくわけにはいかないのですが、メインストリート、そして45号線沿いのこういう民間の施設等については、幾らか先が見えたような話を今課長から聞いたわけでありまして、この辺については、積極的に町も手を差し伸べられるものなら、差し伸べていただいて、いち早くこれがいい方向になるように努力していただきたいとそのように思います。

次であります。特別会計であります。これは今回水道事業所等なんかは経理といたしますか、

決算状況がちょっと資料が今度方向が変わるという説明を受けたわけではありますが、一般特別会計等についての今監査報告等の中にもあったわけでもあります。実質単年度が収支であれば全部赤字ですよというふうに言われております。少子高齢化が進んで、実質的にはかなり税収等が難しいところだろうとは思いますが、この実質収支年度での赤字をどのように町としては見ているのか、それから今後の町の財政的に決算を踏まえて、収支はどのように一般会計も含めて今後の財政規模というのはどのように動いていくのか、見通しについてお伺いしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 言われるとおり、会計年度は1年後ということで、ただ実質というのは積立、資金を取り崩したりすると実際は単年度で赤字なんだよということになれば、やっぱり会計ごとにどうするかということが違うと思います。国保会計であれば当然国保の収入をある程度どうするかと、要するに滞納分をどうするか、料金の考え方をどうするかということになると思います。じゃあ、観瀾亭とか、そういう企業会計に近い形であれば、収入をどうするか、あと経費の削減をどうするかということだと思います。そういう会計によっては違うと思うのですけれども、実際は単年度収支と実質収支に努めなければならないとは思っております。そのためには、何回も言いますが収入をどうするか、支出をどうするかという民間的、経営的な考え方も含めてやらなければならない会計もあると思います。

じゃあ、あと一般会計という中で、普通会計、どのようにということなんですけれども、実際今政権が今かわって、どのように変わるか。じゃあ、町で財政の力というのは、実際下がってきています。0.4から少しずつ下がっていつている、0.5から。それが下がっているというのは何かというと、国の依存度がふえていると、要するに交付税とかいろんなものがふえているということなので、やっぱり収入の、財源の見通しが立たないと、尾口議員さんからも言われたとおり、当初予算での歳入の見方というのがあると思います。支出はどうなのかということになれば、これは年度関係なく効率的な財政運営ということになるろうかと思いません。

ただ、今現在は19億円の財調があると。十何年前であれば、5億円前後の財調しかなかったと。19億円の財政調整基金があるとはいえども、これが何年度で使うのは簡単に使うということがありますので、それを有効に使っていくということしかないのかなと思っております。

○議長（櫻井公一君） 片山議員。

○14番（片山正弘君） そういう意味で、今財調がまだあるからと言いますがけれども、財調にも

限度があると思います。ですから、これからの町の財政運営等については、十分にその辺は厳しい財政の見通しというような格好に立っていただいて、町の運営に当たっていただきたいとそうふうに思います。

そして、最後になります。先ほど今野議員からもお話があったんですが、松島庁舎建設等についてであります。これは、当初私たちが説明を受けたときには、第1案、第2案ということであったわけでありましたが、町民をずっと松島町内を歩いてみても、かなりどうしてあそこなんだというふうなお話をどこの場所でも聞くようにこのごろはなってきました。

そんな中で、私たちには中央グラウンドはスポーツ団体等もあって、多くの方があそこを利用されているんだということで、狭くなるということが一番まず理由の1つにもありました。それから、海にも近い、地盤も悪い、そういうふうな大きな枠の中であの場所が悪いというふうなことで、第1案、第2案の中での第1案のほうに建設今着工しているわけでありましたが、その時点での先ほど今野議員からも出ましたが、駐車場の問題は出てきませんでした。

でも、こうなってみるとあそこにグラウンドが若干狭くなってスポーツ団体とも協議の上狭くなくてもしょうがないだろうということではありますが、私たちにしてみれば、本当にこの時点で建設の計画立った時点で、やっぱり駐車場の問題、その点についてはもっとお話ししてもらったならば場所の選定等も若干変わったのではないかなというふうに思うわけですが、この辺につきましては、先ほど今野議員に答弁されたとおり、住民に対して納得のできるような説明会をぜひ進めていただいて、住民が今回新しい場所に仮庁舎を建設するにあたっての町の方向づけをきちんと住民にわかるように説明していただきますことをお願いして、私はこの質問を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 以上で片山議員の総括質疑が終わりました。

次に、総括質疑を受けます。3番高橋辰郎議員。

○3番（高橋辰郎君） 総括は見送ろうかと思っていたのですが、あえて立たせていただきました。いただいたこの資料、下水関係について下水道事業会計について、お伺いをします。

いろんな資料出ています。このA3版というのですか、途中から折っているやつ、ページ7、ここでちょっとお聞きします。かつては、宮城県も湾内の各地点を選んで水質調査をしていました。今、県のほうはやっているんですか。もし、やっているとすれば、私たちに示されたこの水質調査総括図はどんな意味を持ちますか。まず、第1点。

○議長（櫻井公一君） 櫻井水道事業所長。

○水道事業所長（櫻井一夫君） 大変申しわけございませんが、県でやっているというふうに理

解はしております。（「ちょっと聞こえなかった」の声あり）

○議長（櫻井公一君） 局長、もう1回。所長もう1回答弁してください。

○水道事業所長（櫻井一夫君） 県でやってございますということです。

○議長（櫻井公一君） 県でやっている。

○3番（高橋辰郎君） 県でやっている、すると今答弁漏れですが、私たちにいただいたこの総括図は県でやっていたものなのですか。町でやったものなんですか。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長（熊谷清一君） 資料でありますけれども、宮城県でやっているのかということですが、やっております。町と宮城県。それで、資料ですが、3枚目、9ページのあと2枚ほどめくっていただければ、宮城県ということで、頭上のほうに記載しております。これが、宮城県のデータになります。以上です。

○議長（櫻井公一君） 高橋議員。

○3番（高橋辰郎君） なぜこれ質問にあえて立ったかという、ちょうど町長の進める美しい港づくりに関連するんです。かつては、運輸省、そして建設省、環境省などなど7省庁にわたって湾内を浄化する1,000億円構想が出たんですよ。残念ながら途中で消えてしまいました。この事業進められたはずですよ。とすれば、こういうのを私たちに示していただくことは、喜びたいと思いますが、反面疑問も出てきたので今聞いているわけでありまして。総括として少しふさわしくないかもしれない。ここのものと言え、ここのものです。しかし、湾内全般を捉えて、今後の松島湾を考えれば、まさに白砂青松であってほしいと思うから、質問をいたしました。県もやっている、町もやっている、これでいいですね、課長。

それで、7ページで聞きます。右の一番下の表、どこでもいいんですが、環境基準A型類とありますね。表の環境基準A型類という欄があります。見つけましたか。（「A類型」の声あり）それと、その下に長方形を書いて点々で囲って、この意味は環境基準以下もしくは以上と書いてあります。これ、私意味がわからないんです。環境以下か以上で決まっているんです、やれば。あえてこういうので示した理由がわからない。この意味を教えてください。

○議長（櫻井公一君） 櫻井水道事業所長。

○水道事業所長（櫻井一夫君） 大変申しわけございませんが、特別委員会の際に担当から詳しく説明させたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（櫻井公一君） 特別委員会の中で精査するそうです。高橋議員。

○3番（高橋辰郎君） あとでまた聞きに行きます。

次は、8ページに行きます。

ここは、新町と松島浄化センター2地点に絞って、こういう分析表が示されました。このことを考えると、湾内の水質調査の表も含めて、私たちはこれ以外のポンプ場、例えば磯崎ポンプ場、そういうところをいろいろな箇所いろいろな容量を備えたポンプ場をつくられていますが、それはこの湾内の一括した水の流れの中で捉えていくんだらうなと思いました。ここのポンプ場ごとには出ていない、このことは私の理解でいいかなんかお聞きをしたいと思います。言っている意味わかりますか。

○議長（櫻井公一君） 具体的にお願いします。私もわかりません。

○3番（高橋辰郎君） 2つの施設は施設ごとに表が出ています。これはわかりやすい。しかし、これ以外にも小さな大小さまざまなポンプ場がある。そこの水質は出ていない。これはなぜか。私なりに理解すれば、湾内の水質調査結果が出ていますから、湾内全体で考えればいいのかなど思ったのですが、意味わかりますか。

○議長（櫻井公一君） 櫻井水道事業所長。

○水道事業所長（櫻井一夫君） 高橋議員さんのお見込みの通りでございますが、個々のポンプ場から配水する水質は、調査しておりません。湾内全体という形になるということでございます。

○議長（櫻井公一君） 高橋議員。

○3番（高橋辰郎君） それでは、いろんな表の中で基準をオーバーしているのを見つけにくいんですね。大体基準内に入っている。松島湾内の水質基準は。すると、かつて1,000億円構想で描いた松島湾の水を考えた場合、どれが適切な量なのかわからない。いわゆる基準は下回っている、基準の範囲内にある、きわめてきれいな水が流れている。そして、私たちの目に見えて少しきれいになったなという実感させられている。すると、基準は守らなければならない基準ですから、どこまでが目標数値なのか。この目標数値がないのはちょっとおかしいなと思いますが、いかがですか。

○議長（櫻井公一君） 櫻井水道事業所長。

○水道事業所長（櫻井一夫君） 下水道からやっぱり放流している部分はやっぱりきちんとチェックしているということでございます。ただ、湾内に流れる水というのは下水だけの水ではございません。当然おわかりだとは思いますが、農業から流れてくる、いろんな水が入って湾内に入っているということで、この水質基準を幾らにするということは、具体的にはない形ではありますが、できるだけきれいな、水道事業としてはきれいな水を流すように努力を

しているということでございます。

○議長（櫻井公一君） 高橋議員。

○3番（高橋辰郎君） まだちょっとわかりにくいんですが、質問はこれでやめたいと思います。そして、最後に町内にポンプ場配置たくさんありますね。大小合わせて。これほど精密でしかも詳しい、専門家でなければわからないような資料を出していただく。COD、BOD、SS、DOなんか私わかりますよ。しかし、わからない記号もある。そして、項目になっているのも内容よくわからないというのが私の水準です。こんなに詳しいのを出していただきながら、ポンプ場の配置がないんです。大まか知っていますが、こんなに詳しいのを出すんだったら、ポンプ場配置も出してほしいと思います。そして、これほど詳細なものを調査するには金がかかっているはずですよ。県もやっている、町もさらに県の上に行く調査をやっている。ある意味で、ちょっと経費いたましいなとも思うのです。いかがでしょうか。

もっと簡単に言うからね。県と町がそれぞれやらなきゃならないものなんですか。

○議長（櫻井公一君） 水質調査は県と町が独自にやらなくちゃならないものなのですか。高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 県と町でポイントも違うと。あとは個々の浄化センター建設時に漁協との約束で、するということが今まで続いているということなので、町でやると。浄化センターをつくる時に約束しているということなので、それを履行しているということでございます。

○議長（櫻井公一君） 高橋議員。

○3番（高橋辰郎君） 理解します。ただし、それではこれは、漁協にも調査結果として示されているんですね。

○議長（櫻井公一君） 答弁、高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 当然、過去もう何十年浄化センターなっていますけれども、当然結果は漁協にということで、毎年やっていますから、必ずやんなきゃないということでデータも行っているということです。

○議長（櫻井公一君） 高橋議員。

○3番（高橋辰郎君） やったのはわかったから、漁協にも結果はお知らせしているんですかと聞いているんです。そして、あの当時の基準とこの基準違うんです。こっちのほうがうんと厳しくなっている、この調査結果のほうが。BOD1つとっても、あそこ7.5か、23だ。こいつは、通産省かな、厚生省だ。23あそこ。BOD3だとアユも住む美しい水とこう理解

しているんです。今は、1ですよ、1。すごくきれいなのが流れているんです。これ環境基準も変わったんですね。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） まず、総括表8ページから基準は表の右側に書いてあります。9ページも右に書いてあります。ですから、これを超えているか、超えていないかということです。あと、辰郎議員が言うあれは、個々の水質ではなくて、浄化センターから出るところ、その多分20とか30の話ではないでしょうか。これは、浄化センターから出るところではなくてということで、これが変わっているかどうかというのは、改めて過去のあれと比べてみないとわかんないんですけれども、基準はここということです。

○議長（櫻井公一君） 高橋議員。

○3番（高橋辰郎君） これはそうすると、出るところでないのですか。どこをはかるのか、合流先じゃないのか。

○議長（櫻井公一君） 詳細については、決算審査であと確認してください。

○3番（高橋辰郎君） わかりました。

○議長（櫻井公一君） それでは、高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 浄化センター上にありますよね。田中川に。あそこの出るところです。こっちは湾ですから。要するに、ポンプ場から上から下までどういう影響になっているかというのを漁協との施設をつくる時、前下につくるとかいろいろあったんですけれども、上につくっても水質の調査はするというのが町としての約束なのでということでございます。

○議長（櫻井公一君） 高橋議員。

○3番（高橋辰郎君） これ以上やると、深入りし過ぎると怒られそうだからやめます。ありがとうございました。

○議長（櫻井公一君） なお、今高橋議員の質疑にありました記号、BODとかCODの、これは審査のときに記号をちゃんと訳して資料として出してください。

高橋辰郎議員の総括質疑は終わりました。

次に、総括質疑を受けます。（「なし」の声あり）なしの声あり、質疑なしと認めます。

以上で、平成24年度各種会計決算に関する総括質疑が終わりました。

○議長（櫻井公一君） お諮りします。ただいま議題となっております議案第93号から議案第101号につきましては、議長を除く16人の委員で構成する平成24年度決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査を行いたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。よって、議案第93号から議案第101号につきましては、議長を除く16人の委員で構成する平成24年度決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定しました。

それでは、直ちに決算審査特別委員会を開くことになるわけですが、特別委員長が選任されるまでの間、委員会条例の規定によりまして年長者であります尾口慶悦議員にその職務を執行していただきます。よろしくをお願いします。

ここで、暫時休憩をとります。

午後2時42分 休 憩

午後2時51分 再 開

○議長（櫻井公一君） 会議を再開いたします。

平成24年度決算審査特別委員会の委員長に高橋利典議員、副委員長に後藤良郎議員が選任されました。

お諮りします。

特別委員会による付託事件の審査のため、9月11日から9月18日までの8日間を休会としたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。よって、9月11日から9月18日までの8日間を休会することに決定しました。

以上で、本日の日程は、全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

再開は、9月19日午前10時です。

ご苦労さまでした。

午後2時52分 散 会